

予算特別委員会会議録

日時 平成29年3月21日（火） 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後4時02分

場所 委員会室棟大会議室

委員出席者 委員長 白壁 賢一
副委員長 水岸富美男
委員 前島 茂松 臼井 成夫 石井 脩徳 河西 敏郎
大柴 邦彦 塩澤 浩 永井 学 杉山 肇
猪股 尚彦 奥山 弘昌 早川 浩 佐藤 茂樹
飯島 修 清水喜美男 山田 七穂 安本 美紀

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

知事 後藤 斎
副知事 山下 誠 副知事 新井 ゆたか
総務部長 前 健一 総合政策部長 吉原 美幸 県民生活部長 布施 智樹
福祉保健部長 市川 満 林務長 小島 健太郎 産業労働部長 平井 敏男
観光部長 茂手木 正人 農政部長 大熊 規義 県土整備部長 大久保 勝徳
教育長 守屋 守 警察本部長 近藤 知尚

議題 第13号 平成29年度山梨県一般会計予算
第14号 平成29年度山梨県恩賜県有財産特別会計予算
第15号 平成29年度山梨県災害救助基金特別会計予算
第16号 平成29年度山梨県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
第17号 平成29年度山梨県中小企業近代化資金特別会計予算
第18号 平成29年度山梨県農業改良資金特別会計予算
第19号 平成29年度山梨県市町村振興資金特別会計予算
第20号 平成29年度山梨県県税証紙特別会計予算
第21号 平成29年度山梨県集中管理特別会計予算
第22号 平成29年度山梨県商工業振興資金特別会計予算
第23号 平成29年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計予算
第24号 平成29年度山梨県流域下水道事業特別会計予算
第25号 平成29年度山梨県公債管理特別会計予算
第26号 平成29年度山梨県営電気事業会計予算
第27号 平成29年度山梨県営温泉事業会計予算
第28号 平成29年度山梨県営地域振興事業会計予算

審査の概要 総括審査日程表により、午前10時01分から午後1時43分まで（午前11時42分から午後1時まで休憩をはさんだ）自民党誠心会の質疑、休憩をはさみ午後1時55分から午後2時37分までチームやまなしの質疑、休憩をはさみ午後2時50分から午後3時22分までリベラルやまなしの質疑、さらに

休憩をはさみ午後3時35分から午後3時59分まで諸派の質疑を行った。

主な質疑等 付託案件第13号議案ないし第28号議案

質疑

（男性育児参加企業育成事業費について）

永井委員 自民党誠心会の永井学です。早速質問に入らせていただきます。初めに当初予算概要60ページ、男性育児参加企業育成事業費について伺います。自然減、とりわけ少子化対策を考える上で、子育て環境の充実、その中で子育てしやすい職場環境づくりというのも重要なファクターの一つです。私は従前から女性が働きやすく、男性が子育てしやすい環境づくりが重要だと訴えてまいりました。女性活躍の場と男性の子育てしやすい環境づくりを両輪で押し進めていかなければ、本当の意味での対策にはなりません。そんな中、県が今年度から行う男性育児参加企業育成事業は、まさにそのような環境づくりを行う上で非常によい事業だと思います。そこでまず、県の男性子育て環境整備に対する御所見を伺います。

布施県民生活部長 人口が減少する中、今後も活力ある社会の持続的発展のためには男女がともに暮らしやすく働きやすい社会をつくる必要があります。そのため、男性が育児などの家庭生活に参画するための環境整備が大変重要であると考えてございます。このため、本年度内に策定します予定の第4次山梨県男女共同参画計画におきまして、男性の育児参画を推進するための施策を位置づけ、仕事と家庭生活が両立できる環境づくりに積極的に取り組んでまいります。

永井委員 今年度に第4次山梨県男女共同参画計画ができる。その中に男性のこの子育てについての部分もしっかり書き込まれているということでした。また、この事業の中で、男性育児参加推進員養成講座というのがありますけれども、男性育児参加推進員とはどのようなものなのか伺います。

布施県民生活部長 職場の意識改革や業務改善を通しまして、男性が育児参画しやすい職場環境づくりを推進する役割を担っていただく方を男性育児参加推進員として養成してまいります。この推進員は職場全体に効果的に取り組みを浸透させていただくために、企業の人事労務を担当する方をお願いしたいと考えてございます。

永井委員 今回のこの事業の中でこの男性育児参加推進員というのを県独自でやられるということだと思っておりますけれども、非常にいいものなので、ぜひ養成講座でたくさん養成していただきたいと思っております。

次にリーフレット作成について伺います。男性の育児参加を促すためには、まず企業自体の理解を得ること、女性だけでなく男性が育児、子育てを共同してやることは当たり前のことだと社会的に認識してもらうことが必要です。そのための普及啓発はとても大事なことであると思っております。今回リーフレットを作成するそうですが、どのぐらいの部数をどのような場所に配布する予定になっているのか伺います。

布施県民生活部長 リーフレットには男性の育児参画の必要性とか、県内企業の取り組み事例などを掲載しまして3,000部を作成する予定としております。このリーフレットは商工会議所や中小企業団体中央会などの経済団体を通じまして、企業に配布をし、経営者の方々の理解を高めていただくとともに、職場研修の資料として

活用していただきたいと、そのように考えてございます。

永井委員

3,000部を経済団体に向けて発信するということですが、ぜひ有用にリーフレットを活用していただきたいと思います。

最後に、県が行うイクボス宣言についてお伺いをいたします。今回、企業に対して男性の育児参加を啓発するこの事業、冒頭にも申しましたが、非常によい事業だと思います。今まではお父さんたちに対しての子育て啓発の事業はありましたが、企業に向けての子育て環境啓発は私が知っている限り初めてだと思います。しかし、残念なことに予算額が55万円と非常に少額です。県教育委員会の社会教育課が行う父親の子育て参加支援事業費130万円余を足しても、お父さんの子育て支援に使われている予算は約180万円しか計上されておられません。女性の活躍等に比べれば、両輪の政策というにはあまりにも少な過ぎる金額だと思います。

そこで、ファザーリング・ジャパンという団体が提唱しているイクボス宣言を山梨県でも試してみてもどうでしょうか。イクボスとは、職場でともに働く部下、スタッフのワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、みずからも仕事と私生活を楽しむことができる経営者、管理職のことを指します。このイクボスに取り組んでいる団体であると内外に向け宣言するのがイクボス宣言です。既に全国22の都道府県が宣言しており、山梨県でも北杜市や山梨県警、そしてつい最近、山梨労働局などでも宣言をしています。今、県がやったとしても遅きに失している面はありますが、県がこの宣言をすることで山梨県内企業もイクボスという考え方に目が向き、お父さんはもちろん、お母様方の子育てに対する職場環境の改善にもつながります。しかも、宣言するだけで予算は一切かかりません。今回作成するリーフレットにもこのことを載せてもいいかもしれません。知事が今年1月に行った「仕事と生活の“こびっと！”両立宣言」とあわせて行えば効果は絶大だと思います。

以上のことから山梨県もイクボス宣言をすべきだと考えますが、県の御所見をお伺いします。

前総務部長

本年1月の年頭に行いました「仕事と生活の“こびっと！”両立宣言」は、イクボス宣言の内容を含む、働き方改革実現に向けた取り組みを進めることを宣言したものでございます。今後は、この宣言に基づき、部局長をはじめ各所属長がワーク・ライフ・バランスの推進に取り組み、職員が働きやすい職場づくりを進め、より一層の質の高い行政サービスの提供に努めることとしておりますが、部局長等の具体的な取り組み内容につきましても広く県民に公表することも検討していきたいと考えております。また、県での取り組みを見て、県内企業にもこうした動きが普及していくことを期待しております。

永井委員

この「仕事と生活の“こびっと！”両立宣言」、これはあくまでも県庁の中でのワーク・ライフ・バランスを推進するための発信をしているものだと思います。このイクボス宣言というのは、平成28年度11月28日、知事も所属されていきます全国知事会でも宣言をされたことは承知をいたしておりますが、その後、静岡、石川、愛媛、宮城、群馬と5県が新たに県独自にイクボス宣言をやってますし、また、昨年12月28日ですが、厚生労働省も省庁に先んじて宣言を行いました。やはり先ほど部局長の方たちのワーク・ライフ・バランスを県内の企業の方たちが見て、それを推進したいと総務部長がおっしゃっていましたが、やはりこのイクボス宣言、今、全国にじわじわ広がってきております。「“こびっと！”両立宣言」だけではなかなかワーク・ライフ・バランスが浸

透していかない。やはり山梨県も55万円という少ない予算でこの活動をするのであれば、イクボス宣言をぜひ試してみたいと思いますけれども、知事のお考えをぜひ一言伺わせていただきたいと思います。

後藤知事 今、永井先生がおっしゃった点は非常に大切な視点なので、先ほど総務部長が答えましたように、今後検討しながら、できるだけいい形で対応ができるように、もう少しお時間をいただければと思います。

永井委員 ぜひ、本当にワーク・ライフ・バランスのことを考えることってというのは、やっぱりこれ、知事が一番おっしゃっている子育ての本当に日本一にもつながっていくことですので、ぜひこの「“こぴっと！” 両立宣言」とイクボス宣言を並行して取り組んでいただきたいと思います。

（胃がん予防推進事業費について）

次に、当初予算概要104ページ、胃がん予防推進事業費について伺います。ピロリ菌の除菌を行い、胃がん罹患患者減少を図るために、平成28年度より行われているこの事業、私もこの事業の普及、また、受診率を上げるための質問をこれまで本会議や委員会の中で行ってきました。今回の教育厚生委員会の中で今年度の申請が726件だったと伺っています。昨年2月議会の教育厚生委員会の中で私が、平成28年度どれぐらいの利用を見込んでいるのかと質問したところ、6,000件だという御答弁をいただきました。726件の実施で6,000件ですから、相当数字が目標に大きく達していないことがわかります。まず、目標に達しなかった原因をどのように見ておられるのか伺います。

市川福祉保健部長 直近の申請件数の合計でございますが、3月17日時点で809件となっておりますけれども、当初の設定数値に達していない主な原因ということにつきましては、ピロリ菌による胃がんの発生リスクでありますとか、除菌治療による予防の有効性、これが県民の皆様には十分浸透しておらず、検査を受けられる方が少ないことによるものと考えております。また、検査をされても治療をされない方でありまして、治療をしても申請をされない方、こういう方もいらっしゃるのではないかと考えております。

永井委員 やはりこの事業がまだまだ浸透していないということが一番の原因だと思いますが、今回この原因をしっかりと分析されて、今回の予算計上に至ったと思われるのですが、678万円余の予算で平成29年度はどれぐらいの利用者を見込んでいるのか伺います。

市川福祉保健部長 まず本年度の申請件数は、月を追うごとに増加をしております。受付を開始いたしました6月は13件でしたが、10月には100件を超えております。また直近の2月では約130件となっております。こうした状況を踏まえまして、明年度は1月当たり160件、年間2,000件の利用を見込んで予算計上したところでございます。

永井委員 やはり事業が徐々に浸透はしてきているという気はしています。この利用見込みを達成させるため、普及啓発事業等に55万9,000円を計上されております。この事業の普及啓発はただ単にピロリ菌の除菌をしてもらうということだけではなくて、ピロリ菌除菌で胃がんのリスクが大幅に軽減できるということを知ってもらうという意味合いもあります。より広い周知は本県を胃がんリスク

口の県へと導いてくれます。そこで、この予算でどのような研修を行い、また、啓発のかなめであるリーフレットは何部ぐらい作成されるのでしょうか。

市川福祉保健部長 明年度の研修会につきましては、胃がんの専門医師が市町村検診実施機関等の担当者に対しまして、ただいま委員の御指摘にありましたように、ピロリ菌の除菌の効果等に重点を置いて講義することで担当者の知識や意識を高めまして、さらなる除菌治療の促進を図ってまいりたいと考えております。

また、啓発用リーフレットにつきましてはピロリ菌のリスクや除菌治療の有効性につきましてさらに理解が深まるよう工夫するなどして10万部を作成する予定でございます。

永井委員 55万9,000円で10万部リーフレットをつくられるということで、かなりの数をつくると思うのですがけれども、あまりリーフレットがチープになり過ぎないように、しっかり要点を書き込んでいただきたいと思います。

昨年9月議会の一般質問で、普及啓発をするには病院だけでなく商工会議所や中央会などにも働きかけ、企業にもアプローチしてみても提案をさせていただきました。そのときに、県内の主な事業者に直接働きかけるなど、普及に努めてまいるとの答弁をいただきました。これまでにどのようにして企業にアプローチをされたのか、また、来年度も企業に対してのアプローチを継続して行う必要があると考えます。企業以外の配布先を含めて御所見を伺います。

市川福祉保健部長 県内の企業や事業者に対しましては、山梨県商工会連合会、山梨県中小企業団体中央会、甲府・富士吉田商工会議所などを通じましてリーフレットを配布し、啓発をしてきたところでございます。また、がん対策に関連する協定を結んでおります保険会社や金融機関などへリーフレットの配布をお願いするなど、合計80社程度へ直接働きかけを行ったところでございます。さらに、県民の日のイベントなどの機会に県民の皆様への周知に努めるなど、普及に取り組んできたところでございます。

今後も引き続き、企業等への働きかけに加えまして、各種広報やイベント、研修会を活用するなど、あらゆる機会を捉えて周知に努めまして、除菌治療を推進するとともに、多くの県民の皆様にご覧いただき胃がん予防への意識を高めていただくことで胃がんの発生や胃がんによる死亡者数の減少に努めてまいります。

永井委員 ぜひ企業等に有効的な啓発を進めていただいて、胃がんゼロの県を目指していただきたいと思います。

（ことぶきマスター制度推進費について）

次に、当初予算概要79ページ、ことぶきマスター制度推進費について伺います。高齢者の方々の知恵や経験をさまざまな方たちに伝えていくことぶきマスター制度、昭和56年からスタートし、さまざまなスキルをお持ちの60歳以上の方たちをことぶきマスターとして知事が認定するという事業です。近年は個人だけでなく団体も認定されています。本県の健康寿命日本一にも大きく寄与している政策であると自分は考えております。

そこで、まず初めにこのことぶきマスター制度に対する県の考え方をお聞かせください。

市川福祉保健部長 ことぶきマスター制度でございますが、これは豊かな経験とすぐれた知識や技能を持つ方に地域の集まりや福祉施設などで行う文化、レクリエーション活

動の指導者等として活躍いただくものでございまして、高齢者の方々がその能力を地域や社会で生かす機会として社会参加の促進、生きがいに大きな役割を果たしているものと考えております。

永井委員 非常にいい事業であると思っておりますけれども、そんな中、ここ数年の認定者数の推移が平成26年度19人2団体、平成27年度は個人のみで9人、平成28年度は6人4団体と認定者数は計画を下回っております。明年度も40人3団体の認定を目指していますが、どのような方法で認定者を計画どおり確保されようとしているのか伺います。

市川福祉保健部長 認定につきましては、地域の事情に詳しい市町村や県社会福祉協議会の推薦に基づいて行っているところでございますが、県におきましてもさまざまな地域活動実践者や団体、他に誇れる技能、経験を持っていらっしゃる個人などの把握を行い、市町村等に情報提供することによりまして新たな人材の掘り起こしにつなげ、認定者の確保を図ってまいります。

永井委員 今おっしゃられたように、県もこのことぶきマスターの有用性を十分理解をされていると思います。この制度は認定されればよいということではなく、やはり利用されて何ぼだと思えます。ここ3年間の団体、個人の利用者数は318件だと伺っています。ということは、年間約100件弱ということで、やはりもう少し積極的に利用していただきたいと思っております。そこで必要になってくるのがやはり普及啓発なのですけれども、今回の予算の中に普及啓発として使われる部分はあるのでしょうか。

市川福祉保健部長 普及啓発のための予算でございますが、ことぶきマスター制度の仕組み、活動分野、具体的な活動事例等を紹介する冊子の作成費を計上しております。作成した冊子につきましては市町村、学校を所管する教育委員会、福祉団体などへ配布いたしまして、ことぶきマスター制度の周知を図っているところでございます。

永井委員 今の冊子の計上なのですけれども、この予算の中に入っていると考えてもいいのでしょうか。

市川福祉保健部長 そのとおりでございます。

永井委員 わかりました。いずれにせよ明年度40人3団体をふやしていこうとされております。ということは、ことぶきマスター制度を継続して行っていくことであると思えます。続けていくのであれば先ほども申しましたが、利用してもらわなければ意味がありません。利用してもらうためには普及啓発などもう少し積極的に行っていかなければならないと思えます。県は今後どのようにこの事業を展開されていこうとしているのか御所見を伺います。

後藤知事 生涯現役で活躍できる社会を実現するために県では、先ほどもお話をさせていただいたように、長年の経験によって培われた知識、技術を生かした地域貢献活動や専門的な技能の伝承など、高齢者の皆さん方が活躍できる機会の創出を図っております。その一環として、このことぶきマスター制度がございましてけれども、これが高齢者の生きがいにや社会参加を積極的に対応ができるように支援をさせていただいております。

今後におきましても市町村や県社会福祉協議会等との一層の連携によりまして、認定者の確保に努めるとともに、派遣要請が多い介護事業所や世代間交流といった効果も期待ができる学校現場等への働きかけを積極的に行うことにより、活躍の場を拡大しながら健康寿命の延伸にも資するこの制度の有効活用を図る中で高齢者の皆さん方が地域や社会の中で生き生きと活躍ができるように今後とも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

永井委員　この事業は本当に非常にいい制度だと思いますし、昭和56年から続いている、しかも知事さんが認定をされてやられる制度、ただ、いかんせん認知度が低いということで、先ほどおっしゃったリーフレット等でぜひ周知をしていただいて、より多くの活用ができるような形で運営していただきたいと思います。

（いきいき教育地域人材活用推進事業費について）

最後に当初予算概要70ページ、いきいき教育地域人材活用推進事業費について伺います。本事業は平成9年度から今年度で20年目を迎えた息の長い事業であります。児童生徒が専門的な知識や技能を持つ地域の方々と触れ合い、指導を受けることは大切な社会勉強であると考えております。また、こうした事業を受けることにより、児童生徒が地域を理解し、地域に愛着を持ち、地域のすばらしさを感じることにつながるものと思われ、未来の山梨を担う子供たちを育てるためにも重要な事業であると思います。

そこで、この事業の目的と小中学校それぞれの利用状況について伺います。

守屋教育長　本事業は幅広い知識、経験やすぐれた技能を持つ地域の専門家等を学校に招き、専門的分野の講義や実技指導などを通して、学校教育の活性化を図ることを目的としております。本年度は小学校では156校で延べ896回、中学校では42校で延べ230回の活用があったところであります。

永井委員　かなり多くの学校がこの事業を使われているということですがけれども、この事業では専門的な知識や技能を持つ地域の方々を活用されておりますけれども、どのような方々を、どのように選考して、どんな事業を行っているのか伺います。

守屋教育長　この事業では地域の伝統芸能の伝承や郷土料理、民話の紹介などに関しまして専門的な知識や技能を持つ地域の方々を講師としてお願いをしており、選考に当たっては市町村教育委員会の御推薦に基づき県が決定をしております。

また、事業におきましては、すぐれた実技や実演を鑑賞したり体験をしたりすることにより、児童生徒が興味や関心を高め、地域のよさや学ぶことの楽しさに気づくような学習活動が行われているところであります。

永井委員　さまざまな専門的な知識を持たれている方を教育委員会の推薦で登録をされているということなのですが、さっき1つ前に聞いたことぶきマスター制度なんというのは、まさにそういった部分の中ではさまざまなストックがありますし、たくさんの方たちが登録をされています。例えば、福祉保健部なんかと連携しながら、ここの部分でもことぶきマスターの活用なんかもできると思いますので、ぜひ御検討いただければと思います。

最後に、県内各地域には豊かな知識や多くの経験を持ったさまざまな方が住んでおり、こうした方々を事業に活用していくため、独自に工夫して取り組んでいる市町村があることも承知をいたしております。しかし、学校によっては教育の充実に向け地域人材の活用が十分でないところもあることから、県は本事業を周

知し、効果的な活用を促すなど、学校における授業等の一層の活性化が図られるよう取り組んでいくべきと考えますが、御所見を伺います。

守屋教育長 地域のすぐれた知識や経験を持った人材を学校教育の中で活用していくことは、児童生徒の学習意欲を向上させ、地域のよさを理解することにもつながることから、より多くの学校で本事業が活用されますよう、市町村教育委員会や学校に対しまして積極的に働きかけてまいりたいと考えております。

永井委員 先ほども申しましたけれども、この事業、地域の方たちと触れ合うことで地域に対する愛着につながる、イコール郷土教育の促進にも非常につながってくると思います。ぜひ積極的に活用していただいて、よりよい教育につなげていただければと思います。
以上で質問を終わります。ありがとうございました。

白壁委員長 永井委員の質疑が終了いたしました。
次に、杉山委員の発言を許します。

（県立産業技術短期大学校費について）

杉山委員 自民党誠心会の杉山肇でございます。それでは、早速質問に入らせていただきます。

まず、当初予算概要29ページの県立産業技術短期大学校費について質問をさせていただきます。県立産業技術短期大学校は、技術の進歩、産業構造の変化に対応できる幅広い専門知識や高度な技術に加え、豊かな想像力や判断力を兼ね備えた技術者を育成するため、平成11年に開校され、それ以来、県内産業界を担う人材を輩出する職業能力開発の中核施設としてこれまで本県の産業及び経済の発展に大きく貢献をしてきたところであります。さらに、富士東部地域の市町村及び産業界からの要望に応え、ものづくり系2学科から成る都留キャンパスが平成25年4月に開校されました。本県産業界を将来にわたって発展させていくためには、即戦力となる人材を育成する同校の役割は非常に大きく、今後も優秀な人材の輩出が期待されております。そこでまず、同校における人材育成の基本的な考え方をお聞きいたします。

後藤知事 産業技術短期大学校におきましては、幅広い知識と最新の技術・技能を身につけた実践技術者を育成し、本県産業界の発展に寄与することを目的とし、設置・運営しているところでございます。このため、常に時代の変化や産業界のニーズに沿って柔軟にカリキュラムを見直す中で、実験・実習を重視した実践的な教育や最新の設備を用いたハイレベルの教育、徹底した少人数学級を行い、機械電子産業や情報通信産業、観光産業など、各分野において即戦力となる人材を育成することとしております。今後もこうした方針をさらに進化、発展をさせていきたいと考えております。

杉山委員 少子化の進展に伴いまして、生産年齢人口が減少する中で、本県産業界の将来を担う若者が県外企業へ流出してしまうことは本県にとって大きな損失であります。そこで、同校では卒業生の県内企業への就職を促進するため、どのような取り組みをされているのかお聞きいたします。

平井産業労働部長 学生の県内企業への就職を促すため、企業経営者などによる特別講義や学生との意見交換会、企業の現場を実際に体験するインターンシップなどを実施し、

県内企業の魅力を伝える機会の充実に努めております。さらに、キャリアセンターに専門の職員を2名配置し、学生の就職活動の支援や求人企業の開拓を強化しております。

杉山委員 例年、卒業生の8割を超える学生が県内企業に就職するなど、県内企業の人材確保に大きく貢献している一方で、入学者が定員に満たない状況が続いていることは本県産業界にとって大きな痛手となっております。定員充足に向けてこれまでどのような取り組みをしてこられたのか、また、今後どのように取り組んでいくのか伺います。

平井産業労働部長 定員確保に向けまして、同校の認知度を高めるため、個別指導を重視した教育や県内企業への高い就職率、低額の授業料など、同校の魅力を県内外に発信してきました。また、オープンキャンパスの実施や県広報番組の活用、普通高校への学校訪問、ホームページの全面リニューアルなどにも取り組んできたところであります。明年度はものづくり産業を取り巻く環境の変化に対応できる人材を育成するため、学科やカリキュラム、定員など、同校のあり方を幅広く検討し、さらなる魅力の向上に努めてまいります。

杉山委員 私、今、この産業技術短期大学校の後援会長を務めておりまして、この間、学生による研究発表会を見させていただいたのですが、すばらしい内容で、本当に感動すら覚えたのですけれども、専門知識とか高度な技術を備えた即戦力の育成という意味ではまさにその役割を果たしていると感じました。

しかしながら、入学する学生が少ないということは、本当に残念でありますし、もったいないというような感じもするのですけれども、知事は今、専攻科を進めていらっしゃるけれども、それはそれで否定はしませんけれども、まずはこの産業技術短期大学校をしっかりと充実させて発展させていく、これが必要だと思います。ぜひよろしく願いをいたします。

（未成年後見人支援事業費について）

それでは、次に、当初予算概要62ページの未成年後見人支援事業費について伺います。平成27年度において本県の児童相談所に一時保護された児童は延べ6,317人となっております。また、平成28年4月1日現在で乳児院や児童養護施設等に入所している児童は309人となっております。これらの児童はさまざまな事情から一時保護などをされておりますが、この中には両親の死亡や行方不明などにより親権者がいない状況にある児童もいると聞いております。こうした児童にはさまざまな支援策が必要と思われる、本事業もその一つであると承知しておりますが、まずは未成年後見人制度というのはどのような制度なのか伺います。

市川福祉保健部長 未成年者は、身上面の監督保護等を必要とされているほかに、自分では財産管理や契約等の法律行為ができないということでございますので、このために親権者が監督保護や財産管理等を行うものでございます。しかしながら、親権者の死亡などにより、親権を行う者がいない場合には、家庭裁判所が申し立てによりまして未成年後見人を選任し、未成年者の監督保護や財産管理等の役割を担わせることとされております。

杉山委員 両親をなくすなどの児童を保護していく際に未成年者後見人が重要な役割を担っているということがよくわかりました。本事業について予算概要には、未成

年者後見人の業務に対し助成を行うとありますが、具体的にはどのような助成内容であるのか伺います。

市川福祉保健部長 この事業は、児童相談所長が認めて、家庭裁判所に選任され報酬の付与が認められた未成年者後見人への報酬及び後見人等が加入する損害賠償保険の保険料を支援するものでございます。

後見人の報酬につきましては、後見人として働いた期間及び事務の内容、未成年者の資産などを考慮して、家庭裁判所において決定されまして、月額2万円の範囲内で補助をするものでございます。また、損害賠償保険につきましては、不測の事故によりまして損害賠償請求がなされること等に対応するため加入するものでございまして、この保険料につきましては全額を負担いたします。

杉山委員 本事業の内容をお聞きすると、報酬や保険料への助成といった、かなりきめ細かな助成内容であるということが思われます。このような助成を行うということは、未成年者後見人の選任に当たり何か困難な事情があるのではないかと推察をいたします。そこで、本事業を実施する必要性と、本事業を実施することによりどのような効果が期待されるのか伺います。

市川福祉保健部長 未成年後見人の報酬でございますが、家庭裁判所が未成年者の資産などから金額を決めるために、資産の少ない未成年者の場合は無報酬となる場合がありますので、このため後見人の担い手が見つかりにくい状況となっております。本事業で後見人が必要とする報酬等を支援することによりまして、後見人が確保され、未成年者が成人になるまでの間の権利保護や日常生活の支援などが可能となるものと考えております。

（がん対策強化学業費等について）

杉山委員 次に、当初予算概要103ページのがん対策強化学業費について伺います。今や日本人の2人に1人が生涯のうちにがんに罹患し、3人に1人ががんにより亡くなると言われております。本県においては議員提案による山梨県がん対策推進条例が施行され、第2次がん対策推進計画に基づき対策が進められております。現在、医療の進歩により、全がん平均の5年相対生存率は6割を超えており、早期に発見できた場合には9割を超えるがんもあります。したがって、がんは早期に発見し、早期に治療することが重要で、そのための普及啓発が大切になってくるわけでありまして。そこで、がん対策強化学業費中、新たに計上されているがん予防普及啓発キャンペーン事業費の概要について伺います。

市川福祉保健部長 これまで県におきましてはシンポジウムを開催するなど普及啓発に努めてきておりまして、本県のがん検診の受診率は乳がんで1位、大腸がんで3位など、全国でもトップレベルにございます。一方で対象となります県民のおよそ半数はがん検診を受診しておらず、さらなる受診率の向上が必要であると考えておりまして、これまでの取り組みに加えて多くの県民の皆様が集まる県内各地のショッピングセンターなどにおいて関係団体と共同いたしまして広く県民へ直接働きかけるキャンペーンを実施するものでございます。

杉山委員 がんになってしまった場合、患者は身体的苦痛だけではなくて、さまざまな不安を抱えていることから、治療や療養生活に関する相談支援は非常に重要だと思います。そこで、同じくがん対策強化学業費にあるがん患者サポートセンター事業においては、がん患者に対する相談支援についてどのような体制のもと行って

いるのか伺います。

市川福祉保健部長 このがん患者サポートセンターでは、病院で対応困難な相談に対応するというこのために、医師や保健師に加えまして、がん経験者であるピアサポーターによる相談支援を実施しているところでございます。このピアサポーターを養成するために、県では研修会を実施しておりまして、本年度までの7年間で97名のがん経験者が研修を修了しておりまして、がん患者の立場に立って、寄り添った相談支援体制を確保できるものと考えております。また、当センターでは、電話相談、面接相談、さらに県民の日のイベントや各地域の出張相談なども実施しておりまして、患者本人の治療や療養生活の悩みはもとより、がん患者を支えます家族や企業などの関係者からの相談にも対応しているところでございます。

杉山委員 がんに罹患した場合、何よりも重要なことは最新の治療を受けることができる体制が整っていることとあります。そこで、当初予算概要104ページのゲノム解析研究事業費補助金について伺います。ゲノム解析センターは平成25年、県立中央病院内に開設をされ、本県における遺伝子診断を活用した最新のがん治療を提供する施設としての役割を担っております。県は、最先端の研究費用等への助成を行っていますが、同センターにおける現在までの事業の内容や成果について伺います。

市川福祉保健部長 ゲノム解析研究事業におきましては、通常の保険診療の中では実施できない遺伝子検査や解析等を行いまして、患者や病気の遺伝情報にあわせた最新の治療を県民の皆様に提供できるよう研究を実施しているところでございます。例えば、若いときから乳がんや卵巣がんを繰り返し発症いたします遺伝性乳がん・卵巣がん症候群、こういったものを診断をいたしまして、このがんに関し効果的でありますけれども、国内でいまだ承認されていない薬「オラパリブ」を用いた最先端の治療を日本で初めて提供したところでございます。また、この取り組みの中で、日本人における遺伝性乳がん・卵巣がん症候群の患者さんの割合が従前の研究に比べて高いことを明らかにしておりまして、がん分野における著名な医学雑誌でありますCancer誌に掲載されるなど、世界的にも高い評価を得ているところでございます。

（木材資源活用促進事業費補助金について）

杉山委員 次に、当初予算概要41ページの木材資源活用推進事業費補助金についてであります。本県は、全国有数の森林県であり、県内の人工林の多くは本格的な利用期を迎え、林業、木材産業のさらなる振興を図ることや温暖化防止の観点からも木質バイオマスの利用拡大は重要なことと考えております。そこで今回、新規事業として計上されている木材資源活用促進事業における木の駅プロジェクト事業の概要について伺います。

小島林務長 この事業は、市町村が主体となって地域の森林組合等の協力を得ながら未利用材を集め、木質バイオマス用としての出荷や、地域における温泉施設など、木質ボイラーの燃料としての利用など、森林資源を有効に利用する体制づくりを補助するものでございます。

杉山委員 この事業は市町村が中心となり、地域の森林から未利用材を集め、ボイラー等の燃料として利用していく仕組みをつくっていく事業とのことでありますけれども、具体的な補助内容について伺います。

小島林務長 具体的には、未利用材の受け入れ、集積を行うための簡易な施設や重さをはかるためのトラックスケールの整備、また新たに林業を始めようとする方の本事業にかかわる方を対象とした樹木の伐採や作業道づくりなどの技術研修会の開催に助成するものでございます。

杉山委員 未利用材の受け入れなどへの施設整備や事業にかかわる技術研修などを助成することで地域の資源の有効活用を促そうという取り組みは有意義なことと思いますが、この事業により期待される効果について伺います。

小島林務長 この事業により地域が一体となって、林地残材などの未利用材の搬出、受け入れ、集積及びバイオマス燃料等への加工、市町村営の温泉施設などの木質バイオマスボイラーでの利用といった流れをつくることで、森林資源を活用し、地域の活性化につなげていきたいと考えております。

（小中連携研究協議会開催費について）

杉山委員 次に、当初予算概要71ページの学力向上総合対策事業における小中連携研究協議会開催費について伺います。昨年4月に学校教育法が一部改正され、小学校と中学校をあわせて1つの学校とした義務教育学校の設置が可能となりました。現在、義務教育学校は13都道府県に22校あり、今後さらにふえることが見込まれております。また、小中一貫型の連携校は全国に115校が設置されており、近隣では三鷹市や武蔵村山市において小中一貫教育の先進的な取り組みが進められていると聞いております。

県内では、まだ義務教育学校や小中一貫型の連携校が設置されていないわけでありすけれども、そこでまず本県に小中連携の取り組み状況について伺います。

守屋教育長 県では、本年度、各学校が取り組む重点項目として小中連携を掲げまして、小中学校間で指導内容や指導方法についての共通理解を図るとともに、小中合同の授業研究会を積極的に実施するよう、全ての学校に指導しております。

また、全ての小中学校の教員が参加する学力向上フォーラムや、市町村教育長会議等において、小中連携に関する講演や県内のすぐれた連携事例の紹介を行うなど、小中連携に向けた各学校の主体的な取り組みを促しているところであります。

杉山委員 中学1年生でいじめや不登校の割合が増加する、いわゆる中1ギャップの原因として、中学校では教科ごとに指導する教員が入れかわる上、勉強が難しくなることや、新しい人間関係が築けないことに不安を感じていることなどがあると聞いております。また、小学校では、学習指導要領の改訂が近づく中、英語科の指導に自信が持てない教員が多く、新たな教育課題となっております。

一方、本県においては、小中学校の統廃合が進む中で、地域における学校の在り方を検討する必要がある市町村がふえております。こうしたことへの総合的な対策として、小中連携がますます重要となってきたと考えますが、小中連携研究協議会ではどのように取り組んでいくのか伺います。

守屋教育長 県では、明年度新たに先進的に小中連携のあり方を検討する6市町村の教育委員会の担当者や学校長、有識者等で構成する研究協議会を開催することとしております。この研究協議会におきましては、他県の義務教育学校等の学校長からの助言をいただきながら、児童生徒の発達段階に応じた系統的な学習方法や各地区

の実情に応じました連携のあり方について研究し、その成果を県下に普及することにより、本県における小中連携の推進を図ってまいりたいと考えております。

（第73回国民体育大会冬季大会開催費について）

杉山委員

最後に、当初予算概要76ページの第73回国民体育大会冬季大会開催費について伺います。平成30年1月から2月にかけて、冬季国体スケート競技会が本県で開催をされます。13年ぶり7回目の開催となる冬季国体開催までいよいよ残り10カ月余りとなりましたが、大会を成功させるためには広く県民に大会の開催を知ってもらい、多くの県民の参加や協力をいただく中で大会を盛り上げることが大切であると考えます。そこで、県民への開催周知にどのように取り組んでいくのか伺います。

守屋教育長

県民への開催周知に当たりましては、子供から大人までが親しめる大会の愛称となるテーマや、マスコットなどを活用していくことが効果的であることから、テーマ等を全国から募集するとともに、マスコットには、県内外で認知度の高い武田菱丸を選定しまして、公式ポスターやPRグッズなどに活用しているところであります。今後は、こうした公式ポスターの掲示や、PRグッズを各種イベントで配布するとともに、トップアスリートが指導する親子スケート教室などの100日前イベントの開催、新聞への広告掲載など、さまざまな機会や広報媒体を通じまして、会場の甲府市や富士吉田市と連携を図りながら、広く大会の周知に取り組んでまいりたいと考えております。

杉山委員

大会参加者にとって、長く心に残る思い出の大会としていただくためには、全国から訪れる方々を温かく迎えることが大切と考えますが、どのように心のこもったおもてなしに取り組んでいくのか伺います。

守屋教育長

大会参加者の皆様方に心のこもったおもてなしをするために、大会運営にかかわる職員やボランティアを対象とした研修会を開催し、おもてなしの意識とスキルの向上を図るとともに、大会参加者が宿泊する旅館やホテル等にきめ細かなおもてなしの実践を呼びかけてまいります。

また、会場では、児童生徒が各県ごとに特色などを調べて作成したのぼり旗や、歓迎の心を込めて創作した幕絵や書道を展示するとともに、手づくりの温かい郷土料理を振る舞うなど、学校や会場となる市等と連携をし、大会参加者が多くの思い出を残していただけるよう、山梨らしいおもてなしに取り組んでまいりたいと考えております。

杉山委員

大会は心のこもったおもてなしに加え、豊かな自然や文化、特産品など、山梨の魅力を全国に伝え、再び本県を訪れていただけるようPRするための絶好の機会であります。本県をPRしていくためにどのように取り組んでいくのか最後に伺います。

守屋教育長

多くの大会参加者が集う式典におきましては、本県の魅力を臨場感あふれる映像や、本県ゆかりの曲、躍動感のある演舞などにより、参加者に存分に体感してもらえるような演出を行ってまいります。また、宿泊施設での郷土色豊かな食事の提供や、会場でのほうとうやうどんの振る舞いなど、山梨ならではの味わいを楽しんでもらえるよう取り組んでまいります。さらに、競技会場には案内所を設置し、参加者と積極的に交流を図りながら、観光パンフレットの配布や、特産品の紹介を行うなど、関係機関等と連携し、山梨ファンをふやせるよう取り組んで

まいりたいと考えております。

白壁委員長 杉山委員の質疑が終了いたしました。
次に、猪股委員の発言を許します。

（中小企業・小規模企業振興会議開催費及び商工会等指導費補助金について）

猪股委員 自民党誠心会の猪股尚彦です。よろしくお願ひいたします。
まず、当初予算概要30ページの中小企業・小規模企業振興会議開催費について伺います。本定例会の一般質問において、中小企業・小規模企業の振興の観点で3点ほど質問させていただきました。その中で、中小企業等が持続的に発展するためには施策の成果や課題の検証が重要あることを踏まえ、振興会議の開催状況などについて伺いました。その際、4地域の県民センターごとに地域部会を設置して、企業の経営課題等を把握するため、商工団体をはじめとする関係機関の意見を聞き、施策に反映した旨の答弁がありました。この地域部会がどのようなメンバーで構成されているのか、まずお伺ひします。

平井産業労働部長 地域部会でございますが、各地域県民センター管内の商工会及び商工会議所の経営指導員や金融機関の融資担当者、市町村の商工担当職員により構成されております。

猪股委員 たしかに日ごろ、企業の経営や融資の相談を受けている経営指導員や金融関係機関から話を聞くことも重要だと思いますが、私は県内企業が抱えるさまざまな課題を把握するためには、やはり企業の経営者などから直接意見を聞くことが非常に重要であると考えます。そこで、このことに対して県のお考えはいかがかお伺ひいたします。

平井産業労働部長 直接、企業経営者の意見を聞いて施策へ反映させることが重要であることから、明年度は各地域県民センター管内の企業経営者を複数名、地域部会のメンバーに加えることとしております。また、本年度から地域県民センターの業務に新たに産業振興を加えたことに伴い、所長が管内企業経営者を訪問し、これまで27社から経営課題や意見を伺ったところでありますが、明年度もこうした機会をできるだけ設けてまいりたいと考えております。

猪股委員 次に、当初予算概要30ページの商工会等指導費補助金についてであります。本会議では、商工会や商工会議所の経営指導員の設置等に要する経費を助成しているとの答弁がありました。私は、企業の専門化、高度化する相談ニーズに的確に対応するためには、商工会の経営指導員等の資質の向上を図ることが非常に重要であると考えます。そこで、県では商工会等の人材の資質向上を図るため、どのような支援を行っているのか伺ひます。

平井産業労働部長 各商工会等が、経営指導員等の資質の向上を目的として、各種の研修等に参加させる場合には、経費の一部を助成しており、本年度も29名の経営指導員等の中小企業大学校での研修を助成したところであります。具体的には、経営診断や税務・財務診断などの基礎的な内容をはじめ、製造業の成長市場への参入支援や、販路拡大のためのメディア戦略支援など、経営支援のさまざまな手法を学び、資質の向上を図っているところであります。

猪股委員 中小企業等の振興を図るためには、できるだけ多くの経営者の意見を直接聞く

ことで、相談や指導などのサポートを行う人材の資質向上を図ることが重要と考えます。そこに十分留意して政策の立案や事業の実施に取り組んでいただけることを希望します。よろしく願いいたします。

（成長分野就業体験支援事業費補助金について）

次に、当初予算概要23ページの成長分野就業体験支援事業費補助金についてであります。県では、平成26年度から3年間にわたり、良質で安定的な雇用の創出を図るため、やまなしものづくり産業雇用創造プロジェクトに取り組んでいくところであります。その事業の一つとして成長分野就業体験支援事業を実施してきたところでありますが、まずこれまでの事業の具体的な内容について伺います。

平井産業労働部長 本年度までの事業でございますが、求職者に必要な知識と技能を習得させることにより、医療機器関連産業など4つの成長分野に取り組む県内企業への就職を促進するものであります。具体的には、県が委託しました就職支援会社が求職者を研修生として募集いたしまして、社会人としての基礎的な研修を行うとともに、企業に派遣して実践的な職場訓練を受けさせた上で、派遣先の企業や関連企業に就職できるよう支援するものであります。

猪股委員 県外の有効求人倍率は、事業が始まった平成26年4月の0.89倍から、今年1月の1.33倍と大きく改善している中で、本事業のこれまでの実績と今後の課題について伺います。

平井産業労働部長 平成26年度と27年度の2年間における研修生は、合計153名で、そのうち、就職につながった方は113名であります。今年度につきましては、研修生は67名で、現在、就職に向けた支援を行っております。課題としては、まず研修生の約4分の1が就職に至っていないこと、次に就職した研修生のうち正規雇用は48名にとどまり、非正規雇用が過半数を占めていることが挙げられます。

猪股委員 雇用は数だけではなく、質の確保も重要だと思います。県内の正社員の有効求人倍率は0.74倍と、依然として低い状況にあります。今後は正社員の就職に向けた支援等が新たな課題となると考えます。県は明年度から3年間にわたり、やまなし新産業構造対応雇用創造プロジェクトに取り組むこととし、成長分野就業体験支援事業についても事業内容の見直しを行った上で引き続き求職者等への支援を行っていくと聞いております。これまでの課題を踏まえ、来年度から事業をどのように実施していくのか、その辺に対して伺います。

平井産業労働部長 先ほどの課題や正社員の有効求人倍率が依然として低いことを踏まえ、明年度からは成長分野における正社員雇用を促進するため、企業が新規雇用者や自社の非正規雇用者に対し、必要な職場訓練を実施し、かつ、その方を正社員として雇用している場合に、その方の訓練期間中の人件費の一部を助成する制度へと変更したところであります。

猪股委員 本事業を含めた新たなプロジェクトを効果的に実施していただき、正社員など、安定的な雇用の拡大につながることを期待します。

（荒廃農地等利活用促進事業費補助金について）

次に、当初予算概要50ページの荒廃農地等利活用促進事業費補助金についてであります。私は、本定例会の一般質問において、農地中間管理機構の有効活用による農地集積について質問したところであり、新規就農者や規模拡大に取り組む意欲ある農業者に農地を集積するために荒廃農地を解消し、活用することは大変有効だと考えます。そこで、本事業の具体的な事業について伺います。

大熊農政部長 本事業は、地域農業のあり方を定める人・農地プランにおきまして、中心経営体に位置づけられた農業者や農業法人、農地中間管理機構などが、荒廃農地を引き受けて作物生産を再開するために行う、雑木の除去や土壌改良などの再生作業、ハウスの整備などに対して支援するものでございます。

猪股委員 事業の内容についてはわかりましたが、荒廃農地はその荒廃の程度により、状況はさまざまであり、効率的な事業実施が必要だと考えます。そこで、補助金の対象農地や事業実施要件について伺います。

大熊農政部長 本事業の対象農地は、市町村等が実施する荒廃農地の発生・解消状況調査におきまして、再生が可能とされた農振農用区域内の荒廃農地でございます。また、本事業の実施要件は、総事業費が1件当たり200万円未満であること、また、再生した農地におきまして5年間以上耕作することでございます。

猪股委員 次に、予算概要56ページには、この事業に醸造用ブドウ枠の記載がされておりますが、この枠を設定した目的と、具体的にどのような整備ができるのか、その辺に対して伺います。

大熊農政部長 現在、本県におきましては、醸造用ブドウの増産が喫緊の課題であり、栽培面積を拡大する必要があることから、荒廃農地の利活用に当たり、醸造用ブドウ枠を設定したものでございます。具体的には、荒廃農地の再生作業のほかに、醸造用ブドウの苗木の購入や植えつけ、ブドウ棚の設置などに対して支援することとしております。

猪股委員 本事業における醸造用ブドウ枠の設定などにより、荒廃農地の解消を図るとの答弁がありました。総合的な対策が必要と考えます。そこで、今後、荒廃農地対策をどのように取り組んでいくのかお伺いします。

後藤知事 県では、荒廃農地の発生を抑制しつつ、荒廃農地を毎年約180ヘクタールずつ解消することとし、そのための具体的な取り組み内容をお示ししました山梨県耕作放棄地対策指針に基づきまして、荒廃農地活用対策を推進してまいっております。具体的には、荒廃農地の発生を防止するため、中山間地域等直接支払交付金などを活用しながら、地域が共同で行う農地の保全や水路の維持管理等の取り組みを支援しております。また、荒廃農地の解消とあわせて、企業の農業参入や、ワイン需要の拡大に応じた醸造用ブドウの増産など、さまざまなニーズに対応するため、必要に応じ、各種助成制度を活用しながら、基盤整備などを行うとともに、農地中間管理機構の機能を十分に活用し、意欲ある担い手への農地集積を推進してまいりたいと考えております。

猪股委員 果樹など、本県の特性を生かした農業の振興を図るため、荒廃農地対策にはしっかり取り組んでいただきたいと思います。

（松くい虫防除費について）

次に、当初予算概要40ページの松くい虫防除費についてであります。本県の松林は景勝地である昇仙峡や富士山の裾野などに広がっており、美しい森林景観の重要な構成要素となっておりますが、これらの松林に大きな被害をもたらす松くい虫被害は、昭和50年代に県内で初めて確認されて以来、いまだ終息していません。このため、県では、国の助成制度を有効に活用しながら、さまざまな事業により対策を講じているものと承知しておりますが、まず松くい虫被害対策全体の方針と、この松くい虫防除費による事業の概要について伺います。

小島林務長 松くい虫被害対策は、森林病虫害等防除法に基づき、景勝地など保全すべき重要な松林を地域指定し、県有林においては県が、民有林においては主として市町村が防除に取り組むという方針のもと、被害木を伐倒し、薬剤を用いて燻蒸処理するなどの方法で被害の拡大防止を図っております。本事業では、標高の高い地域への被害の拡大を防ぐため、富士北麓や八ヶ岳南麓など、おおむね標高800メートル以上の被害先端地域において被害木の伐倒、燻蒸を行っています。また、特に貴重な松を保全するため、薬剤の樹幹注入による予防対策を実施してまいります。

猪股委員 本事業により、被害先端地域における防除と樹幹注入による予防対策を行うとのことですが、予防対策について具体的な実施場所と、予算概要の3ですね、昇仙峡対策事業費補助金の事業内容について伺います。

小島林務長 現在、予防対策を実施しているのは、甲府市、甲斐市の昇仙峡、それから甲州市の塩の山、山梨市の万力公園、笛吹市の笛吹川沿岸、富士吉田市の諏訪の森、富士河口湖町の剣丸尾の6カ所でございます。このうち、昇仙峡では、甲府市、甲斐市、地元関係団体で組織する「昇仙峡の松の緑を守る会」が渓谷沿いの松約1,200本を対象に薬剤の樹幹注入を実施しております。昇仙峡対策事業費補助金はこの経費を助成しているところでございます。

猪股委員 昇仙峡においても予防対策が講じられているようですが、私の地元である甲斐市の北部から甲府市につながる昇仙峡周辺の松林では、赤く枯れた松が目立ち、被害の深刻化や観光面での影響が懸念されるところであります。そこで、昇仙峡エリアにおける被害の推移と被害木の処理による景観保全に向けた対策について伺います。

小島林務長 昇仙峡の被害は昭和54年に発生し、昭和62年に被害材積294立方メートルと、1回目のピークを迎えました。その後、平成3年度には年間100立方メートル以下の被害量に落ち着いてきましたが、平成12年度から再び増加し、平成20年度には被害材積1,507立方メートルと、2回目のピークを迎えました。平成21年度以降、被害は減少しておりますが、平成28年度においても328立方メートルと依然として深刻な被害を受けております。このため、甲府市と甲斐市ともに連携し、引き続き伐倒、燻蒸による被害木の処理に当たるとともに、景観を阻害している枯れた松の伐採を進め、昇仙峡の美しい森林景観の保全を図ってまいります。

猪股委員 自然を相手とした広域的な対策が必要であり、難しい面もあろうかと思えます。そんな中でもぜひ効果的な防除を期待しております。よろしくお願ひいたします。

（分収林造林費について）

次に、当初予算概要40ページの分収林造林費についてであります。山梨県林業公社は昭和40年代から、個人では森林整備が困難な土地所有者にかわり、人工林の造成、整備をする分収林事業を行ってきましたが、木材価格の下落など、社会経済情勢の変化により経営が悪化したことから、今月末をもって林業公社は解散し、これまで管理してきた分収林を県が承継することとなります。そこで、県が承継する分収林はどのぐらいの面積があり、どのような樹種が植栽されているのか伺います。

小島林務長 継承する分収林は、昭和町、忍野村、山中湖村、鳴沢村を除く県内23市町村に所在し、その面積は約7,800ヘクタールとなっております。また、樹種については主要な造林樹種であるスギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツが植栽されており、そのうちヒノキは生育に適した場所が多く、販売価格も高いことなどから、分収林面積の67%に当たる約5,200ヘクタールを占めております。

猪股委員 7,000ヘクタール余りの面積は山林とはいえ広大な面積だと思います。予算概要の40ページには分収林の有する多目的機能の発揮をするため、間伐等の森林整備を行うとありますが、この必要性和具体的な整備内容について伺います。

小島林務長 継承する分収林は林齢40年生以下の生育途上の森林が66%を占めております。引き続き保育作業を実施していく必要がございます。具体的には、森林整備については、健全な森林としての成長を促すための間伐や枝打ちなど、施業が必要な時期を迎えている111ヘクタールを計画しております。

猪股委員 県では、分収林の育成状況に合った施業を行いながら公益的機能の発揮と収益確保を図ることとしていますが、今後、限られた人員と予算の中で適切に管理していくためにどのように取り組んでいくのか、その辺に対して伺います。

小島林務長 分収林につきましては、これまで長期にわたって県有林を管理してきた技術力を生かし、県有林と一体的に管理していくこととしております。具体的には、県有林に近接する分収林において、県有林との一括発注や作業道の一体的な整備など、効率的な施業により収益の確保に努めるとともに、今後も適切な管理を継続することで、公益的機能の維持増進を図ってまいりたいと思います。

猪股委員 林業公社の解散に当たり、昨年9月の定例会では194億円もの債権放棄を議決した経緯もありますので、森林の有する公益的機能が確実に発揮されるよう、県においてもしっかり管理していくことを強く望みます。よろしくお願いいたします。

（河川維持修繕費について）

最後に当初予算概要114ページの河川維持修繕費についてであります。近年、集中豪雨の頻発や大型台風の襲来等により、全国各地で大規模な浸水被害が発生しているところであります。このような中、堤防の決壊や河川の氾濫などによる水害を防ぎ、また、被害を軽減していくためには川幅を広げるなどの河川改修対策も必要であります。改修による効果があらわれるまでには長い時間と多額の経費を要することから、まず日常の維持管理を適切に行うことが重要であると思っております。そこで、県では現在、河川の維持管理にどのように取り組んでいるのか、

そこら辺に対して伺います。

大久保県土整備部長 河川の管理は、洪水や濁水などのさまざまな状況の変化に対し、迅速に対応することが重要であり、日常的なパトロールに加え、出水期前や出水後には重点的に点検するなど、施設の変状や被災の早期発見に努めております。巡視や点検等で護岸等に損傷が確認された場合には、影響の拡大を防止する修繕を随時行っております。

猪股委員 河川は農村部や都市部など、さまざまな地域を流れ、川幅や勾配なども様々ではないことから、住民の要望も多岐にわたっていると思われそうですが、維持管理に関し、地域からどのような要望が多く寄せられているのか伺います。

大久保県土整備部長 本県が管理する河川は一級・二級河川合わせて610河川と数が多く、総延長で2,096キロメートルあり、これらの維持管理に関してさまざまな要望が寄せられております。主なものとしては、都市部では、河川内の除草やヘドロ、ごみ等の撤去など、河川環境に関する要望が多い状況でございます。農村部や、比較的川幅の広い河川では、取水施設の周辺などに堆積した土砂の撤去や、著しく繁茂したニセアカシアなどの樹木の伐採などに関する要望が多い状況でございます。

猪股委員 答弁いただきました多岐にわたる要望の中でも特に目につくのは河川内の支障木であり、著しく繁茂するニセアカシアなどの樹木が県内の多くの河川で見られ、住民の方々からも豪雨の際に大丈夫なのかと不安に思われている声も伺っております。そこで、河川内の支障木の伐採について現状と今後の取り組みについて伺います。

大久保県土整備部長 河川内の支障木の伐採については、現地の状況を十分に把握した上で、緊急性や必要性が高い箇所から優先的に伐採を行っております。あわせて伐採木の無償配布や希望者が安全かつ容易に伐採、搬出できる箇所での公募伐採などにより、コストの縮減を図っております。今後も洪水から地域を保全するため、より多くの箇所で伐採が行われるように努めてまいります。

猪股委員 最後になります。限られた予算の中で多くの河川を管理していかなければなりません。今後ともさらなる工夫を図り、地域の要望も反映させた維持管理をお願いし、以上で私の質問を終わります。

白壁委員長 猪股委員の質疑が終了いたしました。
次に、奥山委員の発言を許します。

（東京オリンピック・パラリンピックやまなし認証材PR事業費について）

奥山委員 自民党誠心会の奥山です。初めに当初予算概要42ページ、東京オリンピック・パラリンピックやまなし認証材PR事業費について質問します。

本県の県有林は、平成15年に公有林としては全国で初めてFSC森林管理認証を取得し、その認証面積は14万3,000ヘクタール、そして全国のFSC認証面積の36%を占めています。こうした中、近年のオリンピック・パラリンピック大会では、国際的な認証を受けた木材が使用されており、東京大会メインスタジアムとなる新国立競技場においても多くの木材を使用する計画となっています。さらに、昨年6月、東京オリンピック・パラリンピック大会組織委員会

が公表した木材の調達基準にF S Cをはじめとした国産認証材の優先的利用が示されたことから、本県の優位性を生かせる好機と考えます。一方、県産F S C材の認知度は、県内においても決して高いとは言えないことから、多くの人が利用する施設などへの活用を通じてその認知度を高めていくことが重要と考えます。そこで、これまでの県産F S C材活用の現状について伺います。

小島林務長 県では、県産F S C材の認知度向上と生産体制の整備に向けまして県産F S C材の利用を計画している企業グループと販売協定を締結し、優先的に安定供給を行っております。これによりまして、県内の保育所や大学校舎などの木造建築物や、県広報誌ふれあいをはじめとした印刷紙などに活用が図られているところがございます。引き続き安定供給に向けた取り組みにより、県産F S C材の活用を目指す企業グループを募集し、官民協働で利用拡大を図ってまいりたいと思っております。

奥山委員 次に、事業内容についてですが、42ページには、大会仮設施設の建設資材等として県産F S C材の利用、販売に向けた取り組みとありますが、事業の目的と具体的な内容について伺います。

小島林務長 本事業は、大会組織委員会が選手村などの仮設施設を木造で建築し、大会終了後の再利用を計画しているということから、この機を捉えて県産材のブランド化に向け、県産F S C材の認知度向上を図ることを目的としております。具体的には、仮設施設への県産F S C材の活用を目指す企業グループを幅広く募集し、グループと協力して建設事業者などに活用を働きかけてまいります。さらに、仮設施設への採用が決まり次第、建設に必要な県産F S C材を提供するとともに、大会終了後は県内の公共性の高い施設で再利用をしたいと考えております。

奥山委員 選手村など、仮設施設で県産F S C材が利用され、大会終了後、仮設施設の解体撤去したその材料を県内で再利用することにどのような効果が見込まれるのか伺います。

後藤知事 県産F S C材のいわゆるブランド化に当たりましては、まず木材を取り扱う事業者の皆さん方に対し、本県の県有林の魅力をきちんと理解をしてもらう、いわゆる周知をきちんとすることと、県民の皆さん方に必ずしも十二分に周知ができているというふうにはまだ思っておりませんので、さらにF S Cという言葉をもっと耳にしてもらおう。そして、材にも触れていただく機会を提供していくことが重要だと考えております。

そこで、東京オリンピック・パラリンピックの大会仮設施設等への県産F S C材の活用によりまして、大量の認証材が安定供給できる体制など本県県有林の優位性のPRが可能となり、それを通じてブランド力の向上というものにつなげてまいりたいと考えております。

さらに、大会仮設施設で利用されました県産F S C材が県内の施設で再利用されると、いわゆる大会レガシーとして残るということで県産材の継続的なPRが可能となるというふうには思っておりまして、この取り組みがマスメディアの皆様方にも取り上げていただき、認知度の向上にさらにつなげてまいりたいと考えています。

いずれにしても、この事業を通じまして県産F S C材を戦略的にPRをするということで本県林業、木材産業の活性化にもつなげてまいりたいと考えております。

奥山委員

知事、答弁ありがとうございました。

新国立競技場、これはもう既に建設スタートしているということで、ここに認証材を施工業者に対して早々売り込みにいって獲得した自治体があると伺っております。まず、山梨県も県の材木というものをしっかり売り込むところ、そしてどの程度これが使ってもらえるかというのはまだ未確定の部分かとは思いますが、そこの売り込みに対して県、そして林業関係業者と力をあわせて進めていっていただけたらと思います。

（木質バイオマス普及促進事業費について）

次に、当初予算概要41ページの木質バイオマス普及促進事業費について質問します。私の地元である山梨市においては、JR山梨市駅前に整備された地域交流センター、街の駅やまなしにおいてペレットボイラーを利用した冷暖房や足湯の設置など、木質バイオマスのエネルギー利用に取り組んでいるところであります。県では、一昨年策定したやまなし森林・林業振興ビジョンにおいて温泉施設や事業所などで木質バイオマスボイラー等を利用する施設を平成36年度までに33施設とする目標値を設定し、ビジョンの目標達成に向け、明年度の当初予算に木質バイオマス普及促進事業費を計上していますが、この事業の内容について伺います。

小島林務長

この事業は、まず、木質バイオマスを利用するボイラー等の導入を推進するため、その導入を検討している温泉施設や工場などの事業所に専門技術者を派遣し、適切な出力や必要な設備などを提案するというものでございます。また、普及啓発として、ペレットストーブなどの展示会、また、ボイラーを導入した施設への見学や木質バイオマスの活用に関するセミナーなどの研修会を開催するものでございます。

奥山委員

木質バイオマスの利用促進を図るため、さまざまな普及啓発への取り組みを進めているとのことですが、ビジョンの目標値に対して現在、整備状況はどのようになっているか伺います。

小島林務長

本年2月末現在におきまして、利用施設の数目標設定時の平成26年度の23施設から7施設増加し、30施設となっております。用途としては、温泉用8施設、暖房用に7施設、木材乾燥用6施設などに活用されております。

奥山委員

森林資源の活用を図るためにも、木質バイオマスの利用をさらに推進すべきと思いますが、この事業に期待する効果について伺います。

小島林務長

木質燃料ボイラーやペレットストーブなどの一層の普及を図り、木質バイオマスの需要が高まることによって、原料となる曲がり材や小径木などの未利用材の有効利用が促進され、林業の振興につながるものと考えております。

（いじめ・不登校対策事業費について）

奥山委員

続きまして、当初予算概要69ページのいじめ・不登校対策事業費について質問します。

3月1日は公立高校の卒業式でありましたが、不登校について以前、相談を受けたお子さんが無事卒業したとのうれしい連絡がありました。1人の若者が苦難を克服し、巣立っていった背景には、高校教職員の子供に対する熱意と担当して

くださったカウンセラーの助言が大きかったと伺っております。さて、国が実施している児童生徒の問題行動等調査によると、平成27年度の全国の小中高等学校における不登校児童生徒数は約17万5,000人にのぼり、特に小中学校において近年、増加傾向にあると聞いております。本県においても、これからの未来を担う児童生徒が不安や無気力、学力の不振等により学校に行きたくても行くことができずにいることは大きな損失であり、早急に解決すべき課題であると考えます。そこでまず、本県における児童生徒の不登校の状況について伺います。

守屋教育長 本県の公立学校の不登校児童生徒数は、平成27年度小学校124人、中学校699人、高等学校157人、合わせて980人であり、前年度に比べまして中学校では増加いたしました。小学校と高等学校では減少したことから、全体では20人減といった状況でございます。

奥山委員 次に、不登校への取り組みについては、教員だけで対応するのではなく、臨床心理士等のスクールカウンセラーや社会福祉士等のスクールソーシャルワーカーなどの専門的な知識や技能を持った人材をより積極的に活用し、不登校の未然防止と早期解決に向けた取り組みを図ることが必要であると考えます。そこで、不登校児童生徒への対応として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをどのように活用していくのか伺います。

守屋教育長 県では、不登校児童生徒の悩みや不安の相談に応じたり、保護者や教員の助言などの支援を行うため、中学校全校をはじめ、課題を抱える地域の小学校にスクールカウンセラーを配置し、活用しております。さらに、不登校児童生徒の再登校への意欲を高めるため、家庭環境の改善が必要な場合などにおきましては、スクールソーシャルワーカーの活用により福祉関係機関などと連携し、家庭に働きかけるなどの取り組みを行っているところでございます。

奥山委員 不登校の解決に向けては、早期に情報を把握し、児童相談所等の関係機関との相談体制を整えるなど、連携に対応することが効果的であると考えます。そこで、不登校対策を効果的なものにするため、どのように関係機関と連携を図っていくのか伺います。

守屋教育長 県では、児童相談所等の関係機関との協議会を定期的に開催し、効果的な取り組み方法を共有するなど、未然防止や早期解決に向けた連携強化に努めているところであります。また、不登校などに悩む児童生徒や保護者に対しまして、電話や面接による相談体制を整えるとともに、必要に応じ、スクールソーシャルワーカー等を活用し、関係機関と連携した取り組みを行っているところであります。今後におきましても、関係機関との情報の共有を図るとともに、それぞれの機能が十分に発揮され、協働して児童生徒や保護者の方々に支援できますよう、市町村教育委員会や関係機関との連携をより一層強化してまいりたいと考えております。

（学力向上総合対策事業費について）

奥山委員 続きまして、当初予算概要71ページの学力向上総合対策事業費における家庭学習定着促進事業費について質問します。本県の全国学力学習状況調査の児童生徒質問紙調査の結果によると、学校の授業時間以外で平日1時間以上勉強すると答えた児童生徒の割合は依然として全国平均を下回る状況が続いております。学校の授業で習った内容を確認なものとするともに、これから習う内容の準備を

することは理解を深める上で不可欠であり、家庭での学習を習慣化することが重要と考えます。

本年度、「家庭学習のすすめ、学びの改善8カ条」のリーフレットを作成し、全ての小中学校の児童生徒に配布するとともに、明年度は教員を対象とした活用事例集を作成すると承知しております。児童生徒が時間を有効に活用し、主体的に家庭学習に取り組めるようにするためにも、リーフレットや事例集の効果的な活用を促していく必要があると考えます。そこで、家庭学習の確かな定着に向け、どのように取り組んでいくのか伺います。

守屋教育長 県教育委員会では、指導主事の計画的な学校訪問や研修会等での指導に加えまして、教育事務所の地域学力向上推進幹と連携した学力向上の集いなどにおきまして、保護者等への普及啓発を図り、「家庭学習のすすめ」のさらなる効果的な活用を推進していきたいと考えております。また、明年度は、県内外のすぐれた取り組み事例等を掲載する「家庭学習実践事例集」について、全ての学校で積極的な活用を図り、宿題の内容や出し方等を改善するよう指導することにより、家庭学習の確実な定着を図ってまいります。

奥山委員 最後に、当初予算概要、同じく71ページの学力総合対策事業費における学力向上フォローアップ事業について質問します。多様化している家庭環境などを考えると、家庭学習の充実に加え、地域と連携した取り組みも必要であると思われれます。そのため、平成26年度より学力向上フォローアップ事業を実施していると聞いておりますが、まず市町村の取り組み状況について伺います。

守屋教育長 学力向上フォローアップ事業は、県が市町村に委託をし、平成26年度に4市町、それから平成27年度に5市町、本年度は3町村で実施をし、これまで合計12市町村が取り組んでおり、明年度はさらに8市町村で実施をしていく予定であります。また、本事業の終了後には、実施した市町村の自主事業として、引き続き同様の事業が継続されているところであります。

奥山委員 この取り組みが継続していくためには、児童生徒が楽しく学び、わかる喜びを実感できるよう、実施内容を工夫していく必要があると考えます。そこで、児童生徒の学力の向上に向け、今後どのように取り組んでいくのか最後に伺います。

守屋教育長 本事業は、1人の講師が少人数のグループに対し、習熟度に応じた独自のプリントを用意するなど、個に応じたきめ細かな指導を実施しており、参加児童生徒からは「学習意欲が向上した」「理解が深まった」という感想が寄せられていることから、基礎基本の習得など、学力向上に一定の効果があるものと考えております。今後は、このような効果的な取り組みを新たに実施する市町村にも普及することによりまして、学習意欲の向上や基礎学力のより一層の定着を図ってまいりたいと考えております。

奥山委員 どうも答弁ありがとうございました。以上で質問を終わります。

白壁委員長 奥山委員の質疑が終了いたしました。
暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。ご苦労さまでした。

(休 憩)

白壁委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
総括審査日程表に基づき、臼井委員の発言を許します。

（子育て日本一PR事業費について）

臼井委員 臼井でございます。わずか20分ないぐらいですから、よろしく申し上げます。
まず、子育て日本一のPRのこれまでの取り組みにつきまして、予算概要書は60ページだと思いますけれども、尋ねます。
先般、移住希望地域ランキングが発表され、本県は2年ぶりに1位に返り咲いたとのことでありますが、発表したNPOの分析によると、要因は本県が中高年層からの支持が大きいからとのこと、また、全国的に見ると最近はや若い世代の移住希望者の割合の増加も報告され、本県でもこうした潮流を積極的に捉え、若い世代の転入を促していくべきだと思います。そのためには、東京圏から近く、豊かな自然に恵まれている本県の優位性に加え、子育てしやすい環境について積極的に情報発信していくことが肝要だと思います。本県は第2子以降の3歳未満児の保育料無料化を実施するなど、素晴らしいことではありますが、私には何といても子育て日本一という、その内容が残念ながらよくわかりません。代表質問で全国トップレベルの子育て環境について東京圏の子育て世代へのPRを強化してきたとの答弁がありましたが、どのように進めてこられたのか、まずお聞きします。

吉原総合政策部長 子育て世代の移住を効果的に推進するため、本年度は全国トップレベルの本県の子育て環境につきまして、ポスターあるいはブックレットを作成いたしまして移住セミナー等を通じまして情報発信するとともに、マタニティ・育児雑誌等に広告を掲載するなど、全国にPRを行ってまいりました。さらに、東京圏の子育て世代を対象にいたしまして、産前産後ケアセンター、あるいは保育施設など、本県の子育て関連施設を実際に体験していただくバスツアーを開催したところでございます。

臼井委員 子育て日本一PR事業の内容について、来年度、発信力のある著名人等によるPRイベントを都内で開催するとのことですが、どのような内容か尋ねます。

吉原総合政策部長 この事業の内容でございますが、インターネット等で子育て体験を発信している人気ブロガーや、あるいは子育て中のタレントなど、集客力のある著名人によるトークイベントを開催するとともに、その方と本県在住の子育て世代の方々との意見交換会、また、本県への移住を希望される方々向けの相談会などを行うこととしております。イベントの中で本県の魅力ある子育て環境などを語り合ってもらいたいことなどによりまして、多くの方々に効果的に情報発信してまいりたいと考えております。

臼井委員 御説明にありましたこうしたイベントに加え、今後、子育て世代への働きかけについてどのように取り組んでいくのか改めて伺います。

吉原総合政策部長 子育て日本一のPRにつきましては、マタニティ・育児雑誌等に掲載するなど、その内容につきまして広く情報発信をしていくとともに、各市町村の特色のある子育て施策につきまして複数の市町村がやまなし暮らし支援センターなどにおいて合同で開催をいたします移住セミナーなどを通じて、地域の魅力としての子育て環境のよさをPRしてまいります。さらに、本県の子育て環境のよさ

を県内においてPRすることは転出抑制対策としても有効と考えられますので、本年度作成をいたしましたブックレットや県内向け子育て雑誌等を通じまして、県内の子育て世代の方々に積極的に情報発信をしてみたいと考えております。

（やまなし子育て安心保育推進事業費について）

白井委員

次に、当初予算概要63ページのやまなし子育て安心保育推進事業費についてであります。保育所等に配置する看護職員の役割について、県は保育料無料化や産前産後ケアセンターなど、子育て支援を充実し、県内外に発信しております。本事業は子供が病気の際、不安や負担感を感じるとの保護者の声に応えた独自の取り組みと承知しておりますが、やまなし子育て安心保育推進事業費補助金により、看護職員の配置を進めるとのことではありますが、看護職員にどのような役割を期待され、看護職に対してどのような課題を求めているのか伺います。

市川福祉保健部長 保育所等におきましては、アレルギー、慢性疾患、特にゼロ歳児の場合には乳幼児突然死症候群などへの配慮が求められておまして、看護師等には日ごろから児童全体の健康管理、保育中に体調不良となった児童の看護や保育等の役割が期待されているところでございます。しかしながら、看護師等は、保育士と比較いたしまして給与水準が高いことから配置が進まない。したがって、体調不良児保育も普及しないといった現状がございますので、ここで県独自の取り組みが必要と考えたところでございます。

白井委員

病気の児童や病後の児童の保育の広域利用の必要性について、これらはこれまでも普及の取り組みを進めてきたと承知しておりますが、広域利用の必要性と、具体的にどのように取り組んでまいるのかまず伺います。

後藤知事

病児・病後児保育につきましては、子供さんが病気になった際の利用に限られることから、利用者数に変動が大きいということから、安定的な運営が難しく、全ての市町村で実施することがなかなか難しいのが現状でございます。一方で、仕事と子育ての両立支援の観点からは、病児保育の充実が重要であり、子育て中の若いお父さん、お母さんからも強い要請、要望がございます。また、市町村の枠を超えた利用希望もあることから、広域利用の仕組みづくりが必要となっているというふうに認識をしております。このため、まず県が関与し、本年4月から先行して実施をいたします甲府市とその周辺の5市町によります広域利用の仕組みを踏まえ、県、市町村、病児保育事業者等で構成します会議において、利用者負担や利用方法を調整をし、平成30年度からどの市町村に住んでいても利用できるようにすることで、若い世代の子育ての不安の解消を通じ、子育てを社会全体で支援をしていく柱として対応してみたいと考えております。

白井委員

やまなし子育て安心保育推進事業費の目的等について尋ねます。子供が病気になったとき、親が見るべきという意見がある一方、子育て中の不安や負担感を軽減し、子供を安心して預けられる環境の整備は、特に共稼ぎ世帯やひとり親家庭などにとって重要な支援であります。そこで、この事業を創設した目的と、今後の具体的な取り組みについて伺います。

市川福祉保健部長 子供さんが病気の際に気軽に休暇を取得できる職場環境づくりはもちろん大切でございますが、現状では自宅で看病することが困難な場合がございます。こうした保育需要に対応する病児保育を推進することとしたところでござい

ます。今後は、本事業を市町村、保育事業者、看護関係者などに周知いたしまして、保育所等への看護師等の配置を働きかけてまいります。あわせて、看護師等を対象に、保育現場で必要となる看護知識の向上を図るための研修会を新たに開催いたしまして、安心して子供を預けることができる保育環境の整備に取り組んでまいります。

（地域医療構想推進施設整備事業費等について）

臼井委員

次に、当初予算概要97ページの地域医療構想推進施設整備事業費及び設備整備事業費について、病床転換の対象となる病院について尋ねます。団塊の世代が後期高齢者となる平成37年に向け、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、地域医療と介護が密接に連携し、在宅療養に必要な医療・介護サービスを適切に提供する地域包括ケアシステムの構築が喫緊の課題だと思います。

地域包括ケアシステムの推進には、入院患者の在宅復帰の支援とともに、在宅での急変時の受け入れ機能を有する地域包括ケア病院の充実が不可欠であります。昨年策定した地域医療構想では、急性期を経過した患者の在宅復帰に向けた医療やリハビリを提供する回復期の病床は、平成37年までに2,566床が必要とされております。今後、1,638床の整備が必要と推計されております。

不足している回復期病床の整備を図るため、施設の改修、設備の整備への補助制度を創設し、予算計上しているが、その内容を幾つか伺います。これらの事業は病床転換により回復期機能の強化を図ることが目的であります。病院にはがん治療など、高度な手術を専門に行う病院もあれば、慢性疾患の患者を受け入れ、長期療養を行う病院もあります。そこで、これらの事業はどのような病院を対象として病床転換を進めていくのか伺います。

市川福祉保健部長 この地域医療構想におきましては、病床機能を高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4つに区分しておりまして、平成37年におきます必要病床数を推計しているところでございます。この推計結果を現在の病床数と比較いたしますと、回復期が不足する一方で、他の高度急性期、急性期、慢性期の病床はいずれも必要数を上回っている状況でございます。そこで、地域医療構想推進施設整備事業及び設備整備事業におきましては、この過剰となっております急性期や慢性期などの病床を有する病院等を対象として既存の病床を回復期に転換する取り組みを支援するものでございます。

臼井委員

加えまして、回復期に転換となる病床数の見込みについて、平成37年度まで残り8年となり、本格的に転換を進めていく必要があります。これらの事業の成果として回復期に転換となる病床数の見込みと、そのうち地域包括ケア病棟に転換する場合、割合はどのぐらいなのか尋ねます。

市川福祉保健部長 本年度から実施をしております施設整備事業によりまして、病院の建てかえや病室の改修などを行いまして、回復期に転換する病床は明年度末までに72床となる見込みでございます。また、昨年度から実施しております設備整備事業によりまして、リハビリ機器や特殊浴槽などの整備を行うことで転換する病床は、明年度末までに372床となる見込みでございます。したがいまして、両事業の合計で444床の転換となりまして、このうち、地域包括ケア病棟に転換するのは381床、全体の86%の見込みでございます。

臼井委員

施設設備整備以外の県の取り組みについて、地域包括ケア病棟の増加は評価できますが、1,638床の不足に対し遠く及ばず、このままでは将来の医療需要

に対応できないおそれがある。今後、整備を加速する必要があるが、県では施設や設備の整備以外にも何か取り組みを行っているのか尋ねます。

市川福祉保健部長 病床機能の転換につきましては、病院の収支に大きな影響を及ぼすために、綿密な収支シミュレーションによる経営判断が必要となってまいります。このため、昨年の9月補正予算で病床転換促進コンサルティング事業を創設いたしまして、病院が公認会計士などの専門家に委託して、転換後の収支予測等を行うための費用を助成することとしております。

本年度は2病院が事業を活用しておりまして、明年度は8病院の取り組みを支援する予定でございます。

臼井委員 今後、整備を加速する必要があると思いますが、県でその施設や設備の整備以外に何か取り組みを行っているのか尋ねます。

市川福祉保健部長 施設整備以外の取り組みということにつきましては、ただいま申し上げましたコンサルティング事業を活用して、また、この事業を周知していくということが重要であると考えております。これにつきましては、今後、定期的に要望調査を行いまして、病院の動向を把握していく、転換を検討している病院に対しましては個別に訪問等を行っていく、こういったことを活用しながら事業を進めてまいりたいと思っております。

臼井委員 制度の活用のための周知について、これらの事業をより多くの病院に活用してもらうには、制度をしっかりPRすることが大事だと思います。まず、ここで部長、答弁もらえますか。

市川福祉保健部長 今、委員御指摘のとおり、この制度につきましては、周知をしていく、より理解をしていただくということが肝要だと思っております。したがって、先ほど一部お話しさせていただきましたけれども、まず要望調査といったものを随時行いまして、まず病院側の意向というのを把握していくと。把握した上で、その活用を促していくということをしておりまして、具体的には今月初めに二次医療圏ごとに全ての病院等を対象とした調整会議というのを開催しているところでございました。こういった場を活用して、この制度の中身、それから利用の促進について働きかけを持っていくと、そういう考えでございます。

臼井委員 私は、どうしても役所は事務方同士の話し合いってものを中心に据えていくのは常のように思いますけれども、私は事務レベルだけではなくて、各病院の院長など、幹部にも徹底した周知が必要と考えますが、いかがですか。

市川福祉保健部長 先ほど申し上げました地域医療構想調整会議でございますが、これは二次医療圏ごとに全ての病院長が出席をする会議でございます。この第1回目を今月に開催したところでございますけれども、各病院長が出席している中で、この事業につきまして改めて説明をさせていただいたところでございます。今後も、さまざまな機会を捉えまして、個別に、また、この調整会議を通して各病院長にもしっかりと理解をしていただくように促してまいりたいと思っております。

（トータルサポートマネジャー養成事業費について）

臼井委員 次に、当初予算概要97ページのトータルサポートマネジャー養成事業費について。トータルサポートマネジャーの育成事業の目的について地域包括ケアシス

テムの構築に当たっては、在宅療養者への支援も重要であり、在宅医療等における多職種を効果的に連携させる人材としてトータルサポートマネジャーを養成するとしているが、その目的は何か尋ねます。

市川福祉保健部長 地域医療構想におきましては、平成37年には在宅医療等が必要となる人が約2,800人増加すると推計されておりまして、今後ますます医療依存度の高い利用者が在宅に移行していくことが想定をされているところでございます。こうした状況を踏まえますと、限られた医療資源の中で、これらの在宅療養者に効果的、効率的にサービスを提供するためには、医療と介護の分野にかかわるさまざまな人材がこれまで以上に緊密に連携していく必要があると考えております。このため、訪問看護ステーション等の看護職を対象に医療分野の多職種間の調整や介護支援専門員等との調整を行うトータルサポートマネジャーとして養成するものでございます。

臼井委員 トータルサポートマネジャーの役割であります。在宅医療は入院と違い、生活しながら療養することとなりますが、トータルサポートマネジャーは在宅医療の場において具体的にどのような役割を担うのか尋ねます。

市川福祉保健部長 在宅療養者への支援につきましては、介護分野では病状の判断が難しい、一方で、医療分野では日常生活の把握が十分にできていないという状況がございます。したがって、この両分野の相互理解や情報共有を図るための調整を行う人材が必要でございます。このため、トータルサポートマネジャーは現在の病状や今後の見通しを介護支援専門員に伝えることによりまして、療養者のケアプランに反映させて、療養生活の質の向上につなげることができると考えています。また、一方で、介護支援専門員が把握しております療養者の日常生活の状況を、これもトータルサポートマネジャーが、今度は医療分野の多職種の方に情報提供いたしまして、調整することによって、療養者の状態が悪化する前に適切な医療処置を行うことができるなど、療養者の症状に応じたきめ細かな医療や介護サービスの提供につながるものと考えております。

臼井委員 このトータルサポートマネジャーの養成研修についてであります。この養成をプロ集団である県看護協会に委託し、実施するわけですが、在宅医療にかかわる多職種を効果的に連携させるには、高度のスキルが必要だと思います。そこで、どのような内容の研修を行い、何人養成していくのか尋ねます。

市川福祉保健部長 在宅医療等に携わる多職種が専門性を十分発揮した連携ができますように、この養成研修におきましてはそれぞれの職種の役割を理解するための講義、それから、職種間の調整能力を習得するための演習など、27日間程度実施する予定でございます。また、人数につきましては、今後5年間で50名程度養成し、県内全域の訪問看護ステーション等への配置を目指してまいります。

（私立高等学校授業料減免事業費補助金について）

臼井委員 次に、予算概要の68ページ、私立高等学校授業料減免事業費補助金についてであります。授業料実質無償化となる生徒について、子供の将来が生まれ育った環境で左右されることのないよう、経済的に余裕のない世帯の子供も公私立関係なく、個性と能力が発揮できる学校の選択が可能となることが望まれます。東京都は、平成29年度から国の就学支援金に都単独の給付奨学金制度を拡充して、世帯年収760万円未満と言われておりますが、私立学校の授業料の実質無償化

を図る施策を公表いたしました。県では、保護者の負担軽減を図るため、世帯所得に応じた私立学校の授業料を減免しています。中でも年収250万程度の世帯には、国の奨学支援金に県単独で上乘せをし、支援していますが、この事業によりどの程度の生徒が授業料の実質無償となっているのか尋ねます。

布施県民生活部長 本年度は646人の生徒が実質無償化となっており、年収250万円程度までの世帯の生徒の9割弱となります。また、私立高校生生徒数6,248人の約1割を占めております。

臼井委員 授業料減免制度の拡充について伺います。多種多様な教育を実践する私立学校への就学を希望する生徒への支援は、本県の将来を担う人材の確保にもつながることから、経済的に恵まれない世帯における授業料減免制度のさらなる充実について検討を進めていくべきと考えますが、お考えはいかがでしょう。

布施県民生活部長 経済的に恵まれない世帯の子供たちが安心して教育を受けられるようにするためには、学校教育費の公私間格差の是正や、それから教育費負担の軽減を図る必要あると考えております。このため、国の就学支援金につきまして、低所得者に対する加算支給額のさらなる拡充が図られますよう、全国知事会を通じて予算要望を行っているところでありまして、今後とも国の動向等を注視してまいります。

（私立小中学校授業料支援実証事業費について）

臼井委員 次に、予算概要69ページの私立小中学校授業料支援実証事業費についてです。対象人数、割合及び対象世帯について、私立小中学校に通う子供の学校教育費は、公立学校に比べ高いですが、これまで授業料に対する支援はいかがだったか尋ねます。

布施県民生活部長 これまで小中学校の授業料に対します支援は特にございませんでした。

臼井委員 この事業には、今までにない取り組みとして大きな期待を寄せておるところであります。そこで、この事業で対象となる県内私立小中学校の人数とその割合はどのぐらいか尋ねます。

布施県民生活部長 国が本事業の対象の算出に当たりまして用いております子供の学習費調査結果における年収400万円未満の世帯の割合であります小学校3.4%、中学校4.1%を参考といたしまして、小学校につきましては38名、中学校につきましては45名を見込んでおるところでございます。

臼井委員 それでは、本県の今後の事業展開ですが、本事業では義務教育において私立学校を選択している実態を調査するが、今後どのように展開されていくのか伺います。

布施県民生活部長 国におきまして、義務教育について、私立学校を選択している理由、家庭の経済状況の実態等が調査される予定ですが、これをもとにいたしまして今後の効果的な経済的支援のあり方について国において検討することとされております。

（私立幼稚園等ICT化支援事業費補助金について）

臼井委員 次に、当初予算概要69ページの私立幼稚園等ICT化支援事業費補助金についてであります。私立幼稚園に対するICT化支援事業の対象について、情報通信技術の進展により、教育現場では電子黒板、タブレット端末を活用する学校の増加など、ICT化が浸透してきております。本事業は幼児教育の向上を図るため、ICT化に要する経費に対し助成するが、具体的にどのような内容のものに補助するのか伺います。

布施県民生活部長 この事業は、教員の負担軽減を図るために、園児の登園管理や指導要録の作成、また、保護者向けのメール配信など、幼稚園業務のICT化を推進するシステムの導入に要する経費に対しまして助成をするものでございます。

臼井委員 次に私立幼稚園等のICT化支援事業の効果についてであります。新しいシステムを導入することで業務の効率化が図られると考えられますが、本事業の実施により、どのような効果を期待しているのか尋ねます。

布施県民生活部長 子育てを巡る環境が変化し、幼稚園等に求められます役割が拡大、多様化するという中で、ICT化によって効率化、迅速化など、幼稚園業務の改善が図られまして、教員の負担が軽減されることとなります。これによりまして、園内研修や、教材研究の機会の充実など、教員お一人お一人の資質を高めることのできる環境が整備されるとともに、それに加えて、子供と向き合える時間が確保されることによって教育の質の向上が図られるものと、このように期待をしているところでございます。

（都市計画マスタープラン策定費について）

臼井委員 当初予算概要93ページの都市計画マスタープラン策定費についてです。本件について二、三尋ねます。リニア環境未来都市整備方針の反映についてであります。リニア中央新幹線の開業は本県と首都圏、中京圏、さらには関西圏との時間距離を大幅に短縮させ、そのもたらす効果は大きく、本県の発展に向けた千載一遇のチャンスであります。このチャンスを最大限生かすべく、県はリニア環境未来都市整備方針を策定しております。各市町村もリニア開業のもたらす効果をどのように生かしていくか模索している最中でありまして。

県はもとより、市町村も新たな産業を誘致し、人口減少に歯止めをかけ、地域の活性化を図ろうとしている。一方、現状、リニア駅周辺や近郊は農業的な土地利用を主としている地域になっており、県や関係市町の描く構想を実現できるような都市計画には必ずしもなっていないのが実態であります。このようなこともあり、県は定期的見直しを前倒しし、都市計画マスタープランを見直しているわけではありますが、まず、リニア環境未来都市整備方針をマスタープランにどのように反映していく考えなのか伺います。

大久保県土整備部長 現行のマスタープランは、人口の減少、超高齢社会の到来を背景に、拡散型から集約型都市構造への転換を目指したもので、平成23年に策定したものであります。その後、平成26年にリニア中央新幹線の事業が認可されたことから、平成39年のリニア開業にあわせた県や市町村の関連事業の計画策定に対応するため、本年度より策定作業に着手したところであります。リニア駅周辺や近郊については、本年度中に策定されるリニア環境未来都市整備方針の内容等を踏まえ、都市的土地利用の方向性について適切に反映してまいります。

臼井委員 関係市町村の計画・構想の反映についてであります。都市計画は住民に最も

近い市町村が創意工夫のもと、住民の意見を反映して定めるものだと承知しております。市町村もそれぞれリニア中央新幹線の開業を踏まえ、みずからの将来に向けた計画・構想を検討しておるわけではありますが、そこで都市計画マスタープランにこうした市町村の計画や構想がどのように反映されていくのか、また、マスタープラン改定の進捗状況と今後の見通しについて、さらには昨年9月に山梨県都市計画審議会にマスタープランの改定方針が諮問され、3年ほどかけて改定作業を行うということになっておりますが、これまでの進捗状況と今後の見通しについて伺います。

大久保県土整備部長 まず、関係市町村の計画・構想の反映についてでございますけれども、県のマスタープランの改定に当たりましては、市町村や住民と目指すべき都市の将来像や都市づくりについて認識を共有することが重要であると考えております。このため、改定作業の過程において市町村と綿密な意見交換を行い、リニア開業を視野に入れた市町村の構想や計画の県マスタープランへの反映について、広域的な観点から適切に判断してまいります。

次に、マスタープランの改定の進捗状況と今後の見通しについてでございます。本年度は都市に関する現況分析、市町村施策の調査など、前提条件の整理や人口・産業などにかかわる将来推計を行うとともに、山梨県都市計画審議会に設けました専門委員会において、学識経験者等により改定方針の検討を進めていただいているところであります。

明年度は、改定方針に基づき素案を作成した後、市町村をはじめとする関係機関との協議や、住民説明会の開催、パブリックコメントの実施などをへて、リニア開業後における将来の県土の姿や、その実現に向けた取り組み方針を示す山梨県都市計画マスタープランの改定を進めてまいります。

その後、平成30年度を目途に、都市計画法に基づき、県内12の都市計画区域ごとに定めることとされております整備、開発及び保全の方針を示した都市計画区域マスタープランについても改定を進めてまいります。

臼井委員 県土整備部長、全て答弁してくれましたか。

私は、最後にこれまでの進捗状況と今後の見通しについてということをお願いを最後に申し上げたはずですが、それについては答弁してくれましたか。

大久保県土整備部長 最初に関係市町村の計画構想の反映について御答弁申し上げました。引き続きまして改定の進捗状況と今後の見通しについて答弁をさせていただきました。

臼井委員 委員長、時間がまだありますので、せっかくの機会だから申し上げておきたいのですが、この予算委員会の質疑に対しては、要綱というか要領というか、そういうものの定めで、私どもが知事当局から示されている予算概要というものをもとに質疑をするということになっているようですが、予算概要なるものは本当に極めてコンパクトで、ある意味では主要なものだけということかもしれません。私は、予算委員会というのは県の四千数百億円にもならんとしているこの予算全体が審議対象だと思います。そういう意味で、この予算概要の中からピックアップして質疑をするという、この予算委員会のパターン、これはこの機会に検討してもらいたいと思います。例えば、私を含んでそれぞれの議員は、言いたいこと、あるいは得意とする分野がいろいろあるわけです。だけれども、四千何百億円の予算全体からしてみると、なかなかこの予算概要の小冊子には載っていない部分もいっぱいあるわけです。そういう意味で、この予算委員会の要綱か要領かよく

私は承知しておりませんが、ともかく一応はルールに従ってやっていることは事実でありましょうけれども、今後、この予算委員会にあっては、今後の課題として検討していただきたいと思います。ということは、この予算委員会の質問は届け出制になっているわけです。その届け出をするペーパーの一番右側には、予算概要書の何ページだということを書かなければならないということになっているわけです。それは、イコール予算概要書を全て対象にした質疑だと、こういうことにほかならないわけでありまして、ぜひその点を機会に検討してほしいということを要望しておきます。

どうもありがとうございました。

白壁委員長 白井委員の言われたことにつきましては、議長にその旨お伝えしたいと思いません。

白井委員の質疑が終了いたしました。

以上をもちまして自民党誠心会の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。再開は1時55分といたします。

（ 休 憩 ）

早川委員 チームやまなしの早川浩です。会派チームやまなしの立場から質問します。

今、山梨県は非常に重要な時期を迎えている中で、私たちは特に、キーワードは人口減少対策、リニア戦略、産業、各地域の活性化だと考えています。後藤知事が一から手がけられました二度目の予算となる29年度予算4,600億円は、将来の山梨を左右する大切な予算と言っても言い過ぎではないと思います。今回私は、県政の喫緊の課題や地域課題等の予算内容について質問や提言をさせていただきます。

（やまなしサテライトオフィス誘致推進事業費について）

最初に、当初予算概要105ページのやまなしサテライトオフィス誘致推進事業費に関連して、まず人口減少対策の考え方について伺います。今回の予算では、特に県政の最重要課題であります人口減少対策の取り組みをさらに加速するとしています。知事いわく、ダイナミックやまなし加速予算、DYKY予算ですが、これまでの県の人口減少対策は総合戦略に位置づけた5本の柱であります雇用、人材、人の流れ、子育て環境、地域に対応した事業を幅広く展開しています。しかし、今後はこういった総花的ではなく、よりめりはりをつけた取り組みが必要だと考えます。私たちの会派では、代表質問で人口減少対策の中の転出抑制の課題や、委員会では若年層の転出の課題を取り上げましたが、私は、これらの課題にもっとフォーカスをしていくことが必要だと考えます。そこで、今回の予算において最重要課題であります人口減少対策の加速化に向けた新たな事業の予算規模とその重点ポイントをどこに置いて、どう取り組んでいくのか改めて伺います。

吉原総合政策部長 県政の最重要課題であります人口減少対策を推進するため、総合戦略に基づく施策・事業につきまして、明年度は本年度からの継続事業に、新たに75事業、予算額にして34億6,400万円余を加えまして、一体的に事業を展開し、その取り組みをさらに加速化してまいりたいと考えてございます。特に、PDCAサイクルによります施策の検証の過程で、若年層をはじめとした県外への転出抑制が大きな課題であることがわかりましたので、明年度は将来の山梨を担う存在となります若年層をターゲットとし、転出抑制対策に加え、県内への新たな人の流れ

を生み出す施策や、結婚、出産、子育てを支援する施策など、さまざまな取り組みを展開し、人口減少対策を一層加速させてまいります。

早川委員 若年層をターゲットに置いた取り組みを進められるという答弁だったのですが、若者が興味を持つような、また、時代に合った生き方で、かつ本県らしさがあるPRが大切だと思います。そこで、今回の主要施策でありますやまなしサテライトオフィス誘致推進事業費の内容について伺います。先ほど、若年層に重点を置いた施策展開という話がありましたが、新たな生き方、働き方を求める若年層を中心にサテライトオフィスを活用しまして、都市部の環境を離れ、自然により近い環境で仕事をする働き方に注目が集まっているところです。私は、企業進出としては比較的ハードルが低くて、将来的には本格的な企業立地の可能性もありますサテライトオフィスの誘致は本県には有効な施策だと考えます。この関連事業としては、これまでもサテライトオフィス整備事業費補助金として市町村が空き家を改修する際の補助があったと承知をしております。今回この事業に加えて、新たにサテライトオフィス紹介事業費として県外企業への働きかけを行うとのことではありますが、この紹介事業を新設した背景や狙いについてまず伺います。

吉原総合政策部長 本県は自然環境に恵まれ、東京からのアクセスも容易なことから、サテライトオフィスに対する高いニーズがあると捉えております。このため、これまで市町村が行う空き家を活用しましたサテライトオフィス整備に対し支援を行ってまいりましたが、候補物件と企業の意向とのマッチングがスムーズに図られず、誘致が十分に進んでいるとは言えない状況でございます。そこで今回、新たに実施いたします県内の候補物件等を紹介するこの事業におきましては、やまなし暮らし支援センターのホームページでPRを行うとともに、セミナー、あるいはバスツアーを通し、直接企業に働きかけることで受け皿となる市町村との効果的なマッチングを図ってまいりたいと考えております。

早川委員 なかなか単独の市町村では限りがありますので、県の積極的なサポート、いろいろなマッチングの可能性を広げていただきたいと思います。そして、このサテライトオフィス紹介事業の中でホームページを作成しまして、県内へのサテライトオフィスの誘致を進めることとしていますが、重要なことは、このホームページにおいて本県のどのような優位性をPRするかだと考えます。私は、単に自然環境や東京圏からの近さといった点だけでなく、例えば本県での観光やワインなどを含めた国際的な仕事の可能性や、リニアを絡めた成長産業など、将来のビジネスチャンスや、また一方では受け入れるまちの温かさや柔軟性、人柄などについてPRすることも大切だと思います。そこで、今回このホームページで紹介をしますコンテンツについてどう考えているのか伺います。

吉原総合政策部長 今回新たに作成をいたしますホームページでございますが、県内のテレワーク用のオフィスやサテライトオフィスに適した物件情報などを紹介いたしますとともに、本県の魅力、あるいは強みをPRすることとしております。具体的には、機械電子などの基幹産業に加え、ワイン、ジュエリー、あるいは織物などの地域産業が根づいていることや、今後、中部横断自動車道、あるいはリニア中央新幹線の開通などによりまして、交通アクセスが飛躍的によくなり、新たなビジネスチャンスも期待できる、産業面でも恵まれた地域であることなどを全国に発信してまいります。

早川委員 答弁いただきましたが、とにかく本県での仕事の魅力や可能性について伝えて

いくことがポイントだと考えます。ホームページについては、また内容のほかにはデザインや国際対応も大切だと思っています。また、できればホームページだけでなくフェイスブックなど、SNSの活用も効果があると考えますので、今後の検討をお願いします。私の地元の富士吉田市においては、地域おこし協力隊などを中心にしまして、空き家を活用して店舗や宿泊施設として利用する取り組みが行われています。こうした事業用に適した物件については、実際大手のIT企業が興味を示しておりまして、私も現在そうした企業と地元や行政との橋渡しに注力をしているところです。今回の事業は、そのほか県外の企業に対してセミナーやバスツアーを実施して空き家改修費を市町村に補助金を出す内容ですが、私は県が重要課題の主要施策として打ち出すには、この300万円では少し弱い予算配分ではないかと思います。もっと大胆に予算をかけた上で、市町村と積極的に連携をしてサテライトオフィス誘致を強化していくべきと考えますが、県の今後の取り組みを伺います。

吉原総合政策部長 今後の取り組みでございますが、東京事務所や、やまなし暮らし支援センターを中心に、企業等の情報収集を継続的に行い、県内のサテライトオフィスや候補物件等とのマッチングを進めてまいりたいと考えております。あわせて、市町村との連絡会議などを通じまして、サテライトオフィスに対します企業ニーズ、あるいは物件情報などを共有するなど、市町村との連携を一層強化する中で、サテライトオフィスの誘致をさらに推進してまいります。

早川委員 今回の予算が今年度、実際に成果を上げていくためには、紹介や補助金といったことだけでなく、より積極的な突っ込んだサポートをお願いしたいと思っております。自然豊かな県内各地でサテライトオフィスがふえて、人口減少対策が加速化していくことを期待します。

（安全登山対策検討事業費について）

次に、当初予算概要の37ページの安全登山対策検討事業費について伺います。この内容には、本県における登山の安全対策について条例の制定を含めた検討を行うとありますが、隣の長野県でも安全登山のための条例を制定しておりまして、本県も世界遺産富士山や南アルプスなどを擁する日本を代表する山岳県として、私も昨年の決算委員会や今回の本会議でも提言をしてきましたが、ぜひとも条例は制定すべきと考えます。

また、その場合には、無謀な登山を防止するために登山者に計画性や装備、経験などを認識させることのできる登山計画書の作成と提出を義務化することが有効だと考えます。昨年の9月には富士北麓の市町村長らの総意によります登山計画書の提出の義務化を求める要望も出されています。

そこで、喫緊の課題でありますこの条例の制定と登山計画書の義務化について県としてどのように考えているのか伺います。

後藤知事 条例につきましても、山岳遭難事故が増加している現状を踏まえまして、富士山を抱える日本有数の山岳県として安全登山を推進するため、検討委員会におきまして条例の制定も含めてしっかり検討を進めてまいりたいと考えております。

また、登山計画書につきましても、山岳遭難時の救助、救援活動に資するものであり、登山者にとりましても無理のない登山計画や必要な装備等の確認ができるなどの効果が期待されることから、検討委員会におきまして義務化も含めて、その作成や提出のあり方も含めて検討してまいりたいと考えております。

早川委員 長野県以外にも岐阜県や富山県などの先進事例を参考にいただきまして、ぜひ県が主体性を持って条例を制定して、内容は浅く広い努力義務的なものではなくて、実効性のある登山計画書の義務化をしっかりと盛り込むよう進めていただきたいと思います。

今回、検討委員会を設置するとのことですが、この検討委員会のメンバーには、本県の山岳に詳しい山岳連盟などの専門家が入るだろうと想定していますが、特に冬季の遭難救助に当たっては、地域の自治体が大変苦勞をしています。登山の安全対策を検討する際には、遭難のリスクが高い山を抱えていまして、実情をよく知る、よく理解している地元自治体を含めていくべきと考えますが、検討委員会のメンバーはどのようなメンバーを想定しているのか伺います。

茂手木観光部長 検討委員会につきましては、山岳関係者や有識者、法制関係者など、10名程度で構成することを考えております。地元自治体につきましても、遭難救助の現場の意見を検討過程に反映するため、委員会の構成員になっていただくことを考えておまして、遭難件数の多い山岳を抱える市町村を中心に選定してまいりたいと考えております。

早川委員 この委員会で対策を検討するに当たっては、さまざまな立場から意見を聞いて進めるべきと考えますが、大切なことはやはり県が主体性を持った上で、地域の実情や現場をよく知る地元の意見を聞くことが重要だと思います。登山の安全対策を検討する場合には十分な議論が必要であり、ある程度の時間はかかると思いますが、冬山の遭難事故の増加が問題となっているという現状があることから、今、スピード感を持って検討を進めていく必要があると考えます。

また、登山計画書の提出を考える際には、県内の全ての山が一律ではなくて、危険度や状況などにより、濃淡をつけるべきと考えます。例えば、富士山では夏の開山期間には、約2カ月、吉田ルートからだけでも15万人以上の方が登っているという観光登山の山です。遭難するケースが少ない一方で、冬の富士山は独立峰のため風が強く、アイスバーンになるなど、高い技術がなければ登れない山であり、遭難事故や、それによる死亡者も多いなど、夏と冬では全く状況が異なります。このように、県内の山でも、山の形や季節などにより状況が大きく異なるため、危険度等に応じた対策を考える必要があります。

そこで、条例制定の時期と内容も含めて、今後どう検討を進めていくのか伺います。

茂手木観光部長 登山計画書の提出につきましては、既に条例による義務化をしている他県におきまして、遭難の発生のおそれが高い山岳等を指定して義務化するなど、取り扱いに濃淡をつけておまして、本県におきましてもどのような内容が望ましいのか、検討委員会において十分に検討を行ってまいります。

また、検討委員会で協議された安全対策につきましては、今年の冬山シーズンにおきまして何らかの対策がとれるよう、速やかに取りまとめたいと考えております。

早川委員 現状、県内の山岳遭難事故数も遭難による死亡者も増加をしています。富士山では今シーズンで5名もの方が亡くなっています。できるだけ早く、実効性のある条例制定を期待します。

この関連の質問は以上ですが、先日、長野県では救助訓練中の防災ヘリが墜落をして、9名もの方が亡くなりました。埼玉県では山岳遭難者の救助費用の有料化が条例化されようとしています。山岳観光を推進する本県としても、無謀な登

山や二次災害の抑制などの観点から、山岳救助の有料化についても、これは難しい問題ですが、今後議論していく必要もあると考えます。

（富士山世界遺産センター費について）

次の質問に移ります。次に、富士山に関連して幾つか伺います。まず、当初予算概要34ページの富士山世界遺産センター費についてですが、この富士山世界遺産センターは富士山の文化的価値の情報発信の拠点として、そのすばらしさを来訪者に伝え、人々の保全意識の醸成を図るなど、富士山の保全を進める上で非常に意義のある重要な施設です。こうしたことから、私は1人でも多くの方がセンターに来館されることを期待するとともに、その運営状況を注視してきました。これまでもさまざまな努力をしていただいているところですが、開館から9カ月の来場者が目標の半分以下で、1日の来場者は、今までは200人超あったところ、特にこの冬からは100人を切ってしまう厳しい状況だと先日伺いました。そこでまず、最新の入館状況と目標の達成状況、また、その課題をどう捉えているのか伺います。

布施県民生活部長 入館者数でございますけれども、本年2月末で22万2,291人であり、内訳を申し上げますと、北館17万5,683人、南館4万6,608人となっております。これは本年度の目標値48万人に対しまして46.3%という状況であり、国内外からの来館者の増加に向けまして、認知度の一層の向上を図るため、広報活動を強化するとともに、旅行会社などへのツアー造成につきましても引き続き強気に働きかけていく必要があると考えてございます。

早川委員 努力はしていただいているわけですが、四十数%、実際に目標の半分以下のままでは問題だと思います。改善は急務です。このセンターは総工費が16億円で、そのうち10億円が県民債を使った重要な施設です。目的や目標に対しての改善策が必要だと思います。

昨年開館以来、私は県外や海外の方々を案内するので何度も訪れましたが、その都度、喜んでいただいております。私自身も非常にすばらしい施設だと実感をしています。もっと多くの方に富士山の価値をこのセンターで体感していただきたいと思っております。来館者の増加に向けた対策を強化する必要があると考えます。

このセンター周辺の富士北麓地域は日本有数の観光地です。このため、地元の観光資源とセンターを組み合わせたツアーが実施されることで、さまざまな団体がセンターに来館するのではないかと考えます。事前に旅行会社等へ積極的にPRをして、ツアー行程にもっと組み込んでもらうべきです。

そこで、団体旅行の受け入れ状況と受け入れ増加に向けた今後の取り組みについて伺います。

布施県民生活部長 団体旅行の受け入れにつきましては、本年2月末で入館者数10万510人、全体に占める割合は45.2%であります。これまで観光商談会での売り込みを行うとともに、旅行会社に出向きまして旅行商品の造成を要請してまいってきたところでもございます。

また、センターを起点として県内の観光施設を巡るスタンプラリーを実施するとともに、旅行会社を現地に招きまして、そのツアー行程の中にセンターを組み込んだ世界遺産の構成資産巡りや、吉田口五合目までの登山といった具体的なモデルコースも紹介を行ってきたところでございます。

今後は、このような取り組みとあわせまして、本県の特徴ある観光資源と組み

合わせた商品の造成を強力に働きかけるとともに、センターにおきましては通年で各種のイベントを開催して、その魅力の向上にも努めるなど、指定管理者と連携して団体旅行の誘致に積極的に取り組んでまいりたいと考えてございます。

早川委員 答弁では、通年のイベントを開催させるということでしたが、特に冬の時期でのイベントが大切だと思います。力を入れていただきたいと思います。

ツアーの中身としては、先ほども答弁がありました。このセンターと他の歴史の富士山の構成遺産をはっきり組み合わせ、また、リニア見学センターやワイナリーと組み合わせ、県内周遊ツアーを積極的に国内外にPRしてもおもしろいと思います。

また、一方で、現状では地元の住民の方々にもこの施設がまだ十分知られていません。世界遺産富士山を後世に確実に継承していくためには、特に子供たちに世界の宝としての富士山の価値をしっかりと理解してもらう必要があります。そして、そのためには、まず、県内の学校が実施する校外学習等でセンターを活発に利用することが意義あることだと考えます。

そこで、これまでの県内の小中学校におけるこのセンターの利用状況と今後の利用拡大に向けた取り組みについて伺います。

布施県民生活部長 これまで、県内小中学校への施設の案内を送付するなど、積極的な利用を促すとともに、子供たちに富士山の価値をわかりやすく伝える教育プログラムの策定をしたりしまして、受け入れ環境の整備も進めてきたところであります。そういう中で、本年2月末で県内では58校、1,464人の利用となっております。

今後もこうした取り組みを着実に進めるとともに、明年度はセンターの展示内容や活用法をわかりやすく示した教職員向けのリーフレットを配布するなど、県内の小中学校の利用拡大に向けまして、教育委員会と連携を図りながら積極的に取り組んでまいります。

早川委員 ぜひたくさん訪れてほしいと思います。

また、さらには他の地域の世界遺産、例えば平泉の中尊寺のように、子供たち自身がガイドを行う取り組みは後世に伝える意味でも、また、郷土愛を育てる意味でもおもしろいと思います。

この質問は以上ですが、継続的な集客のためには、先ほど答弁にもありましたが、研究の充実による企画や内容のリニューアルも必要です。そのためには、自然や歴史、芸術など、さまざまな分野での研究の充実が大切です。今年オープンします静岡県の世界遺産センターと本県のセンターは研究部門で連携をしてくとしていますが、本県の研究は学芸員が2名に対して、静岡県では教授、助教授の5名体制で研究を進める予定と伺っています。今後、本県の研究部門のさらなる充実を期待します。

(富士山保全協力金事業費について)

次の質問に移ります。次は、当初予算概要34ページの富士山保全協力金事業費について伺います。富士山保全協力金については、平成26年度の本格実施からこの夏で4年目を迎えます。昨年の協力率は64.5%であり、27年度の52.9%から11.6ポイント上昇したことはさまざまな努力による一定の成果が出たことだと思います。しかし、残念ながら、昨年は県が掲げます目標の70%には達しませんでした。富士山の環境保全や登山者の安全対策という協力金の目的や用途を考えますと、さらに多くの登山者から協力金をいただいて、協力率の

一層の向上を図っていくことが必要です。私は、登山者の負担の公平性の観点からも、80%は目指していくべきだと考えます。

そこでまず、この大切な今年の協力金協力率として県は何%の目標を考えているのか伺います。

布施県民生活部長 富士山保全協力金の目的や用途からは、山頂を目指す全ての登山者に御協力をいただきたいと考えてございますけれども、これまでの実績等を踏まえまして、明年度はやはり70%を目指してまいりたいというふうに考えてございます。

早川委員 答弁いただいた70%を目指すためには、昨年課題となった団体とか、海外の人への対策や、中間チェックをしっかりと、80%を目指すつもりで今年こそは目標を達成するように取り組んでいただきたいと思います。

この協力率の向上を図るためには、協力金の趣旨等をより多くの登山者に理解していただくための取り組みのほか、さまざまな工夫が必要であると思います。その一つといたしまして、私も3年前の委員会で実際に試作の県産材の木札を使い提案をさせていただきました。他の先生方も熱心に提言をされまして、県は昨年より協力金を支払った人に渡す記念品の見直しを行いまして、地元の間伐材を用いた木札に富士山の歴史にちなんだ図柄の焼き印を押しました。また、その木札で県内の協力店の割引が受けられる工夫もされているところです。

このような見直しにより、魅力がある記念品になったと思いますが、私はさらに協力率を上げていくためには、この記念品の木札にもっと付加価値をつけることは可能だと考えています。例えば、この木札を活用して、登頂のあかしの焼き印を裏に押ししたり、構成資産を巡るスタンプラリーをもっと明確にしたり、または世界遺産としての歴史や文化、振興をイメージするようなデザインにさらに工夫をしていくなど、協力に対するインセンティブを与える一層の工夫を行っていくべきと考えます。所見を伺います。

布施県民生活部長 昨夏の記念品につきましては、さまざまな工夫を行ったことで、登山者の皆さんからも好評をいただいたというふうに思っておりまして、協力率の向上にもつながったものと思います。

この夏におきまして、制度に対する理解の一層の促進とともに、富士登山の思い出となりますよう、優待施設の拡大とあわせまして、昨夏と同様、世界遺産富士山にちなんだデザイン等の工夫を行ってまいります。

早川委員 富士登山をした方々が持ち帰った木札を自慢できるような、また、自分の登山の思い出を振り返るような、こういったプレミアムを渡せることがリピーターにもつながっていくのではないかと思います。

また、さらに、先ほどのスタンプラリーを県下全域とか静岡とも連携して、周遊観光につなげてほしいと思います。

次に、五合目での協力金の受付体制ですが、県では昨年、ゲートの工夫によりまして、受付の場所をわかりやすくしました。私も現地でも多くの登山者がこのゲートをくぐり、協力金を支払っている姿を実際に見まして、一定の効果があらわれたと実感したところです。しかし、一方で、現状のこのゲートは鉄パイプを組み立てたものであるため、外観は改善するべきだと思います。また、登山者への声かけやゲートへの誘導の方法も改善が必要です。

そこで、協力率の向上のためには世界遺産富士山にふさわしいゲートの工夫や徴収体制のさらなる改善が必要と考えますが、所見を伺います。

布施県民生活部長 昨年の夏は五合目の受付場所を、多くの登山者が利用する登山口前に変更するとともに、ゲート的な工夫を行ったことによりまして、登山者にわかりやすいものになったと考えております。

この夏につきましても、一層わかりやすい誘導が行えるよう、案内表示の工夫を行うとともに、富士山にふさわしい雰囲気受付場所となりますように、意匠などの改善を図ってまいりたいと考えております。

また、富士山に精通した登山ガイド、また、通訳案内士などによる案内、こういうものが制度の理解促進につながったという状況がございますことから、配置の拡充につきましても鋭意検討してまいりたいと考えております。

早川委員 例えば、このゲートは富士山の景観を、先ほどもありましたが、障害しない範囲で県産材を使って鳥居風にしても趣があると思います。また、答弁にもありましたが、徴収員や声かけ人には、山の知識がある登山ガイド組合にさらに協力をしてもらうことが有効だと思います。

（富士吉田警察署建設事業費について）

次の質問に移ります。当初予算概要の94ページ、富士吉田警察署建設事業費について伺います。この警察署が管轄する富士北麓地域には、富士山や富士五湖をはじめとした豊かな自然環境やさまざまな観光資源がありまして、国内屈指の観光地として、年間を通じて多くの観光客が訪れています。また、近年、多くの外国人観光客の来訪により、地域の国際化も進んでいるところですが、今後も東京オリンピック・パラリンピックに加えて、ラグビーワールドカップ日本大会の開催も控え、大会参加国の事前合宿の誘致などによって、なお一層の国際化が進展するものと考えています。

こうした中、現在、富士北麓地域の安心・安全を守る拠点でありますこの富士吉田警察署の移転建てかえ事業が進められております。平成30年度末には新警察署が完成する計画ですが、私たち地域の住民もこの完成を期待しています。

そこで、この新庁舎は、この地域にふさわしい景観に配慮した特色を備え、国際化に対応した他の警察署とは異なる工夫を検討すべきと考えます。県警察の所見を伺います。

近藤警察本部長 富士吉田警察署の新庁舎につきましては、山梨県景観アドバイザー活用事業実施要綱に基づきまして、景観アドバイザーからの指導・助言をいただいております。これを踏まえまして、外観に使用する色の数を抑えて、自然との調和を図るほか、周囲の景観から著しく突出したものとならないように高さを抑えた建物とするなど、周辺環境に配慮した庁舎とすることとしております。

また、国際化への対応といたしましては、警察署の看板や庁舎内の案内表示板に外国語を併記するなど、来署する訪日外国人の方々にも配慮した設備とすることを検討しているところでございます。

早川委員 国際対応は非常に重要だと思います。この富士吉田警察署は、富士吉田市だけではなく、富士河口湖町や山中湖村、忍野村など、観光地を抱えるほか、富士山の遭難対策や噴火などの防災対策等で非常に重要な警察署だと考えます。今後でもできる限り地域事情を考慮した工夫は検討して行ってほしいと思います。

次に、この新庁舎内の施設の充実について伺います。富士北麓地域には柔道や剣道、空手などの武道を行う専用武道場の整備がおくられており、今後、武道の振興等を図る上で、これらのさらなる整備が求められています。一方で、女子柔道界においては世界レベルとして注目をされている地元の高校生の活躍によりま

して、この地域において武道に対する関心の高まりが見られるなど、青少年選手の育成のための練習場の確保も必要であると痛感をしているところです。このような中、県警察では、柔道や剣道をはじめとした武道を通じて心身の鍛練を行っておりまして、その場所として県内の各警察署には道場が設置をされている場合があると聞いています。

そこで、私は従前から提言してきましたが、地域のさまざまな事情を勘案して、この新庁舎への武道場の設置が必要と考えますが、所見を伺います。また、あわせて、警察署の道場は行政財産であるため、目的外の使用となると貸し付けが難しいことは承知をしていますが、富士北麓の武道等、使用目的に公共性がある、警察業務に支障がない場合には、住民への貸し付けも検討していくべきと考えます。所見を伺います。

近藤警察本部長 警察署の道場は警察職員が県民の安全を確保するとともに、みずからが負傷するなどのことがないように、適正な職務執行を行うことを目的といたしまして、柔道、剣道、逮捕術などの警察で言うところの術科を通して日々鍛練を積む場として設置しております。現在、事業を進めさせていただいております富士吉田警察署の新庁舎にもその目的に見合った規模や構造の道場を設置することとしております。

次に、警察署の道場の貸し付けについてでございますが、一般論として申し上げますと、設置目的から考えて、一般市民の方々が警察署の道場を使用することは基本的に行政財産の目的外使用となります。一般の公共体育施設と同様に市民の方々に広く場を提供するといったことは困難であろうかというふうに考えております。

いずれにしても、県警察といたしましては、その設置目的を踏まえ、関係法令に照らしつつ、今後とも適切な使用に努めてまいりたいというふうに考えております。

早川委員 答弁では、関係法令に照らして、これは可否を含めて検討していくということだと私は理解しますが、ここに行政財産の目的外使用許可の要領がありますけど、この要領に、公共目的によっては認めることがあると記されています。ぜひ行政財産の県民への有効活用の観点から弾力的な検討をお願いしたいと思います。

（交通安全施設整備費について）

最後に、当初予算概要の118ページの交通安全施設整備について伺います。昨年、平成28年度の交通安全施設整備費の総額については、5億7,384万円余であり、そのうち新設の信号機については8基設置し、その予算は6,300万円余であったと認識をしています。そして、平成29年度は交通安全施設整備費の総額が6億3,061万円余ありますが、このうちの新設信号機の設置予定数と予算額を改めて伺います。

また、あわせて、信号機の新設は交通事故防止の観点で県民の方々の関心も非常に高いことから、県警察には数多くの設置要望も寄せられていることだと思えます。平成29年度の新設信号機にかかわる要望の数と、設置に至らなかった理由について伺います。

近藤警察本部長 平成29年度の新設信号機の設置予定数につきましては、9基であり、その予算額は6,294万円余であります。

また、新設信号機にかかる設置要望数は23カ所でありました。それらが設置に至らなかった理由は、道路構造から見通しが悪く、信号機を設置することによ

り危険な状態を生じさせてしまうおそれのある場合のほか、信号柱を建てるスペースや歩行者が横断待ちをするスペースを確保することが困難であるため、先行的な交差点改良を行う必要のある場所であるなど、さまざまな要因により設置することが不可能、あるいは直ちに設置することが困難な場合に、要望があってもこの9基の中に入らなかったということでございます。

早川委員

私たちは地域の方々から、比較的信号機の設置要望は非常に多いわけですが、答弁にもありましたが、逆に、信号機をつけてしまったことで危険性が増してしまう場合とか、設置をできない理由についても時には県民の方々に、住民の方々に説明していくことも必要だと感じました。

また、一方で、設置までのスピードの問題ですが、信号機の新設には相当の時間がかかり、弾力的な対応が難しいとの印象があります。私の地元である富士北麓地域は、これから観光シーズンとなりまして、県内外から多くの観光客が車やバスを利用して訪れます。その中で例えば、富士吉田市内の東富士五湖道路沿いの死亡事故現場など、重大事故が発生をしているような場合で、地元の住民や自治体からも緊急的な信号機の設置の要望が非常に強く、また再び重大な交通事故が発生してしまうようなことが懸念をされる場合には、緊急的な措置として優先的かつ短期的に信号機を設置するべきと考えます。所見を伺います。

近藤警察本部長 交通信号機の設置につきましては、昨年度に設置場所を検討の上、必要数を積み上げるとともに設置年度には交通事故防止対策等の観点から早期に設置が必要な箇所を優先して順次に事業を行っていくということとしているところであります。

一方で、重大事故が発生した場所などにつきましては、信号機が交通事故の再発防止をする上で最も効果的であると考えられる場合には緊急的な措置として予定事業に優先して信号機を設置するといったこともございます。

一方で、一般論といたしましては、交通事故防止対策におきまして信号機の設置を含めまして、交通事故防止に最も効果的な方法を総合的に検討して対策を講じていくということとさせていただいております。

早川委員

場合によってはいろいろなケースで早期の設置も可能だと思います。しかし、やはり重大な事故が発生する以前に地域の声を聞く中で、引き続き私たちが弾力的で緊急的な要望をしていかなければいけないと思います。

今回は信号機の新設に注目をしました。この交通安全施設整備費は道路標識や路面表示など、地域住民や道路利用者の安全や生活に直結する非常に大切な予算です。今以上に積極的な予算確保と地域の実情を勘案した県警察の取り組みに期待しまして、私たちも応援をします。

以上、今議会でまた今年度におきますチームやまなしとしての本会議、各委員会等での質問や提言を締めくくりますが、私たちは29年度もなお一層、知事はじめ執行部の方々と、そして他の議員の方々と前向きに議論させていただき、ともに一緒に汗をかいて、全ては県民のため、全ては山梨のために真摯に活動を続けてまいります。

質問を終わります。

（ 休 憩 ）

清水委員

リベラルやまなしの清水喜美男でございます。会派の3番バッターとして質問をさせていただきます。

私は、事業執行に当たっては、その目的に対する手段、方法の整合化、すなわちそのやり方に無駄はないのか、その手法や手順は効率よく考えられているかなどの切り口から十分に検討する必要があると考えています。したがって、本日は、こうした視点より平成29年度予算案に対して幾つか質問をさせていただきます。

（やまなし新産業構造対応雇用創造プロジェクト事業費について）

最初に、当初予算概要23ページ、やまなし新産業構造対応雇用創造プロジェクト事業費についてであります。当プロジェクトの目的は、安定的な雇用の創出を図るため、成長分野への進出に向けた県内企業の取り組みを支援することですが、そのために重要な鍵となるのは人材の確保であると考えます。県では、成長分野への進出に向けた企業支援として今後も安定した成長が見込まれる医療機器や、省エネや環境負荷の低減などに大きく貢献する燃料電池自動車、エネファーム等の普及に伴い、将来的に成長が期待される燃料電池分野への参入を促進していくとのことですが、これらの分野は非常に専門性が高く、かつ、競争が激しい分野であるため、県内産業の基盤である中小の製造業がそのために必要となる人材を十分に確保して高い技術力を保有することができるかが最も重要なポイントになると考えております。

そこで、こうした成長分野への参入に必要な人材の養成をどのように支援していくのかお伺いいたします。

平井産業労働部長 県では、医療機器分野の設計や開発ができる人材を育成するため、昨年度から山梨大学の協力を得て、医療機器に用いられる技術ですとか、あるいは法規制などの基礎から機器の設計、試作の実習まで学ぶ企業向け講座を開設しており、これまでの2年間で39名が修了しております。

また、燃料電池分野につきましても、本年度、関連製品の設計開発に必要な専門知識を持った人材を育成するため、燃料電池の基礎理論から設計、製造、組み立て、評価まで実践的に学ぶ講座を山梨大学に開設したところであり、26名が修了しております。

明年度もこうした取り組みにより、両分野における県内企業の人材を養成してまいります。

清水委員

次に、事業統括者についてお伺いいたします。この事業では、推進体制の整備としてプロジェクト推進費の中で推進協議会の開催のほかに事業統括者を設置することとなっております。この事業統括者の役割は大変重要であると考えております。プロジェクトが十分な成果を上げるためには、本県の基幹産業である機械電子産業や精密機器産業、さらにはIoT技術など、複合的に極めて高い専門的知見や、県内企業の得意分野や強みなどを十分に熟知した人材を配置し、オール山梨として全体をしっかりとマネジメントしていく必要があると思っております。

そこで、事業統括者にはどのような人材を配置して、どのような役割を担わせるのかお伺いいたします。

平井産業労働部長 このプロジェクトですけれども、本県の機械電子関連企業がその技術的な強みを生かし、今後の成長が見込まれる医療機器や生産用機械などの分野へ参入等ができるよう支援するものであり、事業統括者は県内企業の技術力、あるいはこれらの分野に関する十分な知見を有する人材が望ましいと考えております。

さらに、県内企業に対するプロジェクトへの参加の呼びかけや、都内の理工系大学生等の県内就職の促進などの仕事も含め、プロジェクト全体のマネジメント

を担ってもらうこととしておりまして、現在、そのような観点から選任を進めているところでございます。

清水委員 ありがとうございます。

（I o T推進事業費及び働き方改革推進企業支援事業費について）

次に、当初予算概要23ページのI o T推進事業費及び66ページの働き方改革推進企業支援事業費についてであります。最近、働き方改革が国会でも盛んに議論されていますが、その原点は毎日の仕事の効率化により、日常生活のゆとりを確保し、ワーク・ライフ・バランスを実現することで誰もが健康で豊かな生活を送れるようにすることであり、生産性向上と働き方改革はまさに一体的なものであると思います。県内企業がこの2つの事業を十分理解し、活用して積極的に取り組みを進めてほしいと考えているところでございます。

まず、66ページの働き方改革推進企業支援事業費についてであります。私は働き方改革という言葉だけが先行して、具体的に何をどのように改革していくのかということがわかりにくくなっているのではないかと思います。企業の働き方改革を推進していくためには、企業経営者などに働き方改革の内容を広く周知し、理解していただき、浸透していく必要があると思います。また、現状を把握するための分析ツールの普及や先進企業の事例研究などにより、山梨県全体のレベルアップを図っていくことが極めて大切であると思います。

さらに、各企業が働き方の改革に取り組むためには、生産性の向上が不可欠であり、毎日の仕事の中に潜む、無理、無駄、むら、これらを顕在化して、仕事の目的に対して手段、方法が合っているかを見直すことが重要であり、個々の企業の実情に合わせたきめ細かな支援が必要であると考えます。

そこで、働き方改革を推進する県内企業を支援するこの事業の内容についてお伺いいたします。

後藤知事 少子高齢化社会の進展に伴い、生産年齢人口が減少する中で、子育て中の女性や高齢者など、全ての人々がやりがいや充実感を感じ、仕事と生活の調和を図りながら、長い期間にわたって働くことができる環境を整備するため、働き方改革を官民一体で推進していくことが喫緊の課題だというふうに認識をしております。

このため、この事業においては、企業の経営者等を対象としましたセミナーを開催し、働き方改革の内容や必要性を周知するとともに、企業向け自己診断ツール、先進企業の取り組み状況、県や国の支援制度も紹介してまいりたいと考えております。

また、働き方改革アドバイザーが直接企業を訪問し、企業の抱える課題の分析や改革プランの提案等を行うとともに、中小企業診断士等の専門家を派遣し、生産性向上などに取り組む企業を支援をしていきたいと考えております。今後とも幅広い主体と連携をしながら、本県全体の働き方改革を積極的に支援してまいります。

以上でございます。

清水委員 ありがとうございます。

次に23ページのI o T推進事業費についてであります。私は、働き方改革推進のためには企業の労働生産性の向上が非常に重要であると考えております。特に、第4次産業革命とも言われているI o T、A I、ロボット等の活用は工場や事務所などの働く現場の生産性向上に効果が期待できることから、県内の中小企

業もこれにしっかりと対応していくことが極めて重要だと思います。

この事業では、I o T等を活用した本県産業の活性化を図るため、研究会やセミナー等を開催するとのことですが、研究会やセミナー等の開催だけでは県内中小企業へのI o Tの導入は進まず、労働生産性は上がらないと思います。少なくとも個別に企業へ出向いての出前指導なども最低限必要と考えますが、どのように対応していこうとしているのかお伺いいたします。

平井産業労働部長 明年度開催するセミナーでは主に製造業の企業を対象に演習も取り入れながら基礎から応用まで体系的にかつ実践的に学べる工夫をし、実際のビジネスにつなげられるようにしたいと考えております。

さらに、やまなし産業支援機構や国が実施する専門家派遣などを活用いたしまして、個々の企業の現場において個別具体的な支援を行うことにより、県内企業のI o T等の利活用の促進を図ってまいります。

（市町村等工業団地整備促進事業費について）

清水委員

次に、市町村等工業団地整備促進事業費についてお伺いいたします。まず、スーパーバイザー制度についてであります。先ほど質問しました雇用創造プロジェクトでは、県内企業の成長分野への参入により、安定的な雇用を生み出すとのことでしたが、本県経済を活性化させるためにはそれに加えて県外からの企業の誘致や県内企業の事業拡大をもっともっとふやしていく必要があると思います。

その一方で、県内の造成済み工業団地は残り少なくなっていると聞いており、今後の事業展開が危惧されるところであります。もちろん、空き工場や民間の土地を活用することも重要ですが、私は、今後、確実に誘致や事業拡大を進めていくためには、工業団地をしっかりと整備していくことが必要であり、そのためには専門の見地からの適切なアドバイスが必要だと思います。

当初予算概要25ページの市町村等工業団地整備促進事業費には、企業誘致スーパーバイザー設置費がありますが、どのような人材を確保して、どのような活動を行うことを計画しているのかお伺いいたします。

平井産業労働部長 企業誘致スーパーバイザーでございますけれども、大手企業のOBを中心に工業団地への入居や工場用地の確保に携わった経験や、県内外の企業との多様なネットワークなどを持つ方に委嘱することを想定しております。その活動としましては、必要に応じて市町村に出向き、これまでの経験などを活用して、最近の企業立地動向や企業にとって魅力ある工業団地の整備などについて助言を行うとともに、整備後におきましても入居の可能性が高い企業を探すほか、そうした企業を訪問する際には、県や市町村職員に同行することとしております。

清水委員

ありがとうございました。

（地域連携DMO事業費について）

次に、当初予算概要35ページの地域連携DMO事業費についてであります。政府は、明日の日本を支える観光ビジョンの中で観光を地方創生の切り札と位置づけ、観光を我が国の基幹産業とするため、2020年には訪日外国人旅行者数を4,000万人に、旅行消費額を8兆円とするなどの新たな目標を掲げ、官民挙げて目標達成に向け取り組むこととしております。

国では、その最重要施策として、日本版DMOを打ち出しており、観光先進国に向けて万全の対策を講じていくとの決意のもと、2020年までに世界水準のDMOを全国で100形成するとして地方創生交付金による財政支援などを実

施しているところがございます。既に全国には多くの団体がDMOの設立に向けて動き出していると思います。

そこで、全国のDMO候補法人の登録状況と県内におけるDMO設立に向けた動きについてお伺いいたします。

茂手木観光部長 本年1月20日現在で公表されております観光庁への日本版DMO候補法人登録数は全国で123件となっております。都道府県では静岡県や長野県など、29道府県が候補法人として登録されております。本県では、やまなし観光推進機構のほか、北杜市と長野県の富士見町、原村をエリアといたします一般社団法人八ヶ岳ツーリズムマネジメント、それから北杜市内をエリアといたします北杜市観光協会の3団体が登録されております。また、甲府市や大月市、笛吹市などにおきましてDMO設置の検討が行われている状況でございます。

清水委員 先日の17日の新聞に、皆さんもごらんになったと思いますけれども、「日本版DMO研究会発足」という見出しで設立総会開催の記事が載っていました。地域振興と観光振興の新しい切り口として非常に大きな効果が期待できるDMOでございますので、山梨県としてもしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

次に、観光産業の生産性向上に向けた取り組みについてお伺いいたします。国においては、昨年からは観光産業の生産性向上を目的としたインターネット講座の開設などに取り組んでおり、本年7月には観光庁に宿泊産業の生産性向上などを担当する宿泊業活性化調整室を設置すると伺っております。県においては昨年3月、やまなし観光産業活性化計画を策定し、観光を基幹産業とするため、観光産業の稼ぐ力と働く魅力を高めることを基本方針として、いち早く観光産業の生産性向上に向けた取り組みを展開していくこととして、先ほどの答弁にもありましたが、この4月にツーリズムビジネス活性化センターを設置することですが、観光産業の生産性向上に向けた具体的な取り組みについてお伺いいたします。

茂手木観光部長 ツーリズムビジネス活性化センターでは、専門人材を採用しまして、ホテルや旅館など、観光事業者に対する生産性向上に向けました経営改善の助言を行う体制を整えてまいります。また、観光事業者の皆様に対しましてセミナーを開催いたしまして、生産性向上に向けた意識改革や取り組みについて広く周知をいたしますとともに、経営改善の課題に応じて適切なコンサルタント会社を紹介し、その経費の支援を行ってまいります。

清水委員 ありがとうございます。

(農地維持・資源向上活動支援事業費について)

次に、当初予算概要50ページの農地維持・資源向上活動支援事業費についてであります。農業を中心とした農村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しており、その恩恵を広く県民が享受しているところであります。しかしながら、近年の農村地域の過疎化、高齢化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあるのもまた事実であります。また、共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されているところがございます。

本事業は、県民共有の財産である農業、農村が保有する多面的機能を維持、発揮するために極めて重要な事業であると認識しております。そこで、本事業にお

ける地域ぐるみの共同活動とは何か、また、具体的にどのような活動が支援対象となるのかをお伺いいたします。

大熊農政部長 地域ぐるみの共同活動とは、農業者、その他の地域住民団体が構成される活動組織が農地、水路、ため池などの地域資源を保全、管理する活動でございます。具体的には、農地ののり面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持などの基礎的な保全活動や、施設の長寿命化を目的とした水路や農道の軽微な補修などが支援対象となっております。

清水委員 次に、本事業における事業計画作成等の手続についてお伺いいたします。私の地元甲斐市では、地元農家や地域住民などにより、耕作放棄地を解消して一面の菜の花畑にしたり、地元の小学生の農業体験の場とするなど、農家や地域住民が一体となった共同活動の取り組みが積極的に行われており、地域間の連携の高揚に大変貢献しているところであります。こうした実績により、本事業をもっと広く、もっと大きく農村地域に広め、集落機能をさらに高めていくことが大変重要だと考えております。

そこで、新たな地域が活動に取り組む場合、事業計画作成等の手続はどのように行われるのかお伺いいたします。

大熊農政部長 まず、活動を実施する組織の設立を行い、構成員の総意のもと、地域資源の保全活動や施設の補修など、地域で取り組む活動につきまして事業計画を作成いたします。そして、活動組織は、作成した事業計画書を市町村に提出いたしまして、認定を受け、その事業計画に基づき地域での活動を実施することになっております。

清水委員 続きまして、土地改良事業と、本事業の関連についてお伺いいたします。県内各地域で実施されているかんがい施設や農道などの基盤整備の推進は果樹をはじめ、水稲、野菜などの農業生産にとって重要な施策であります。このような土地改良事業と本事業との関連はどのようになっているのかお伺いいたします。

大熊農政部長 土地改良事業では、農地や用排水路、ため池などの基盤整備を行い、本事業は土地改良事業で整備された生産基盤を含め、地域の農地や水路、農道などを、農業者のほか地域住民も一緒になり、地域で保全管理するものであります。こうした活動によりまして、今後とも国土の保全、水源の涵養、良好な農村景観の形成などの農業・農村の有する多面的機能の適切な維持、発揮に取り組んでまいることとしております。

(リニアで変わるやまなしの姿発信事業費について)

清水委員 次の質問に移ります。当初予算概要105ページのリニアで変わるやまなしの姿発信事業費についてであります。この事業はリニア開業が県民生活にもたらす効果や、開業後の本県の姿について幅広く発信するとありますが、県ではこれまでリニア中央新幹線を活用した県土づくりの基本的な指針として、リニア活用基本構想を策定し、この3月にはリニア環境未来都市の創造に向けた基本的な指針として、リニア環境未来都市整備方針を策定すると承知しております。また、明年度には、リニア中央新幹線の開業を踏まえた都市計画マスタープランの改定も予定されておりますが、これらリニアに関する各種計画と、来年度発信するリニアで変わるやまなしの姿はどのように関連するのかお伺いいたします。

吉原総合政策部長 この事業では、リニア活用基本構想や、リニア環境未来都市整備方針に掲載されております移動時間の短縮効果、また、定住人口や観光振興などに与える効果、また、駅周辺や近郊の整備後の姿などにつきまして総合計画等を踏まえ必要な修正を行う中で、年内を目途にPR冊子を作成し、県民の皆様へ情報発信をしていくこととしております。一方、都市計画マスタープランでございますが、明年度中の改定を目指して改定作業が進められておりまして、リニア環境未来都市整備方針はこの都市計画マスタープランにも反映をしていくこととなりますので、今回のこの事業と都市計画マスタープランの改定につきましても整合性がとれるものと考えています。

清水委員 続きまして、リニア事業に関する県外への情報発信についてお伺いいたします。この事業はリニア中央新幹線の整備に向けた機運を醸成するため、県民向けに発信される事業とのことですが、リニア開業が県民にもたらす効果や開業後の本県の姿は、これから本県に移住を希望する方や企業移転を考えている経営者にとっても非常に興味のある内容ではないかと思っております。現在でも、移住希望地ランキング1位に輝く本県ですが、さらにリニア開業がもたらす効果を理解していただければ、移住先としての人気はますます高まるものとうかがえます。このためにも、東京有楽町にあるやまなし暮らし支援センターを活用するなどして、リニアで変わるやまなしの姿を県外に積極的に発信すべきと考えますが、県の御所見をお伺いいたします。

吉原総合政策部長 リニア中央新幹線の開業は、本県に格段に高い有利性を与えるものであり、県ではこれまでも移住促進や企業誘致の取り組みにおきましてリニア開業がもたらす効果を積極的に県外にPRしてきたところでございます。今回のこの事業では、リニアに対します県民の皆様の一層の機運の醸成を図ることとしておりますが、作成したPR冊子につきましては、やまなし暮らし支援センターをはじめ、東京事務所や大阪事務所などでも配布をいたしまして、リニア開業によりもたらされる効果というものを県外にもより一層発信していくこととしております。

(社会教育指導者研修費について)

清水委員 次の質問に移ります。当初予算概要73ページの社会教育指導者研修費についてであります。少子高齢化や地域のつながりの希薄化、地域教育力の低下など、地域の課題やニーズは多様化しており、激変する社会の変化に対応し、地域の課題解決に住民とともに積極的に取り組む人材の育成が急務であると考えております。その人材を育成する研修がこの社会教育指導者研修であると理解していますが、この研修の具体的な内容についてお伺いいたします。

守屋教育長 県におきましては、市町村の社会教育主事や公民館主事、社会教育を担当する職員や社会教育関係団体の会員等を対象にいたしまして、社会教育の課題について講演や研究討議などの研修会を実施し、社会教育指導者としての専門性を高め、地域の課題解決に取り組む人材の育成に努めているところであります。

清水委員 ありがとうございます。

次に、社会教育指導者としての高齢者の活用についてお伺いいたします。超高齢化社会を迎えて、各地域には豊かな知識、多様な経験、幅広い人脈などを持った多くの高齢の方々がお住まいになっており、社会教育の場においても、このような方々の力を生かすことができる活躍の場を地域社会の中に創出していくことが大変重要と考えております。

そこで、この社会教育指導者研修会を通して、高齢者が地域で社会教育指導者として活躍できるようにしていくべきと考えておりますが、県の御所見をお伺いいたします。

守屋教育長 地域には若いころから携わった職業や経験などから、文化芸術や伝統芸能に造詣が深い方、地域の歴史や風土に詳しい方、スポーツや体育活動などの技量や指導力にすぐれた方など、さまざまな場で活躍が期待できる高齢者が多くお住まいであります。

このため、このような豊富な知識や経験を積まれた高齢者の方々に対しまして、市町村などを通し、社会教育指導者研修会への参加を促し、社会教育指導者としてそれぞれの地域で御活躍いただけるよう働きかけてまいりたいと考えております。

清水委員 ありがとうございます。今まで御答弁いただいた事業計画のP D C Aサイクルをしっかりと回しながら、確実に前進していただけますよう、重ねてお願いをし、私の質問を終わります。ありがとうございます。

（ 休 憩 ）

安本委員 公明党の安本美紀です。質疑者も私で最後になりました。お疲れかと思いますが、15分よろしく願いいたします。

（在宅医療と介護について）

私は、当初予算概要の96から98ページ、並びに85ページから87ページにかけての在宅医療と在宅介護に関する事業等について質問をさせていただきます。当初予算概要では飛び飛びになりますので、きょうは用意したフリップを見ながら質問させていただきたいと思っております。各委員には資料として配付をさせていただきました。

まず、後藤知事におかれましては、重点事業等をこうした1枚紙で示してござっております、特に担当部局や課を横断する事業施策につきましては大変にわかりやすく理解を得やすいと感じているところです。まず、この資料1、予算等説明会のときに配付をしていただいた資料ですけれども、表題には在宅医療・介護の推進、それからその下、サブタイトルが、在宅医療と介護の連携強化と介護サービスのさらなる充実となっております。そして、上から3つ目の箱に、県民の5人に1人が75歳以上と推計される2025年には、在宅医療・介護の需要が大幅に増加するため、在宅医療・介護サービス提供体制の強化が課題と、このように記載をされております。この2025年、平成37年は、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となります。国ではこうしたことに対応するために、平成26年に医療介護総合確保推進法によりまして関係法令が改正をされ、国、県、市町村とさまざまな取り組みが進められていると承知をしているところです。

この資料1には平成29年度から山梨県として新たに取られる2つの事業、右と左にありますけれども、これが中ほどに大きく掲載されておりますが、これは既に今予算特別委員会でも議論がありました。後でもう一度簡単にお伺いをしたいと思っておりますが、私はまず左側の在宅医療の推進と、それから、右側の在宅介護、特に一番下、紫色で小さく点線で囲ってある、市町村における取り組みとして記載をされております在宅医療・介護連携への県の支援という点を中心にお伺いしたいと思っております。

（地域医療介護総合確保基金事業費（医療）について）

初めに、当初予算概要96ページから98ページの地域医療介護総合確保基金事業費（医療）について伺います。まず、在宅医療に関して県としてどのような取り組みが行われているのか、行われてこられたのかお伺いをしたいのですが、私は2年ほど前に甲府市と甲府市の医師会が共催をしました在宅医療懇話会に出席をさせていただきました。何人かの方から発表がありまして、行政の立場から、これは保健所の所長さんだっただと思います、また、在宅医の立場から、さらには訪問看護師の立場から等の発表がございました。中でも御主人を自宅でみとられた患者家族の方、高齢の女性の方ですが、この発表には大変感動いたしました。病院でのカンファレンスを受けて、そして退院をされるときの不安な気持ち、果たして自宅で看護介護ができるのか、主人の病気が急変したらどうしようか、心配も多かったと。また、在宅医療や介護についてどんな制度があるのかも知らなかった。それでも病院の地域連携のスタッフ、訪問看護ステーションの看護師さん、そしてかかりつけ医の先生がさまざまな支援をコーディネートしてくださって、訪問の歯医者さん、薬局の方、地域包括支援センターの方、お風呂に入れてくださる方、また、御主人が非常に痛がったのでマッサージをしてくださる方、大勢の方が1人の在宅患者に丁寧に向き合ってくださった、家族の希望や思いにも応えてくださったと、また、たくさん在宅制度を利用したけれども、入院していたときほどの費用がかからなかったとおっしゃっておいりました。最後に、支えてくださった全ての方への感謝と、同じ境遇の方への励ましで話を結ばれましたけれども、この事例はまさにモデル的、理想的なもので、県内地域によっては資源等にも差がございますので、全県下ですぐにこれを実現していくには幾つもの課題があるところです。

前置きが長くなりましたけれども、県は在宅医療の充実について、昨年5月策定の県地域医療構想で3点、1点目は在宅医療サービスの基盤強化、2点目に多職種の連携の強化、そして3点目に住民への普及啓発、この3つを掲げているところです。この資料には、そのための具体的な事業等が記載をされていると思いますが、まず初めの在宅医療サービスの基盤強化について県としてどのように取り組まれているのかお伺いをします。

市川福祉保健部長 県におきましては、これまで在宅医療の提供体制を強化するために、人材育成や医療機器の整備等に支援をしております。明年度につきましても、健康に関して日常的に相談でき、緊急の場合でも対処してくれる、かかりつけ医の育成に向けた県医師会の研修会、山梨大学の医学生や看護学生に在宅医療への理解と関心を高めてもらうための体験研修に支援をしております。

また、在宅医療の拠点形成を促進するために、県看護協会に設置いたしました訪問看護支援センターにおきまして研修や講演会を実施し、訪問看護師の確保・育成を図るなど、訪問看護ステーションの充実・強化に取り組んでまいります。

安本委員 2番目の多職種の連携強化について、先ほどのみとりをされた方の話にもありました、関係機関、いろいろな職種の関係者のネットワーク構築について、これは広域的な連携も重要と考えますが、県の取り組みについてお伺いします。

市川福祉保健部長 身近な地域におきまして、効果的、効率的で切れ目のない在宅医療、介護サービスを提供できますように、医師や看護師などのさまざまな職種が連携して在宅医療を提供するチームづくりに支援をしているところでございます。

また、限られた医療資源を有効に活用できますように、保健福祉事務所単位で市町村や医療・介護関係者による顔の見える関係づくりのための連絡会議を開催

し、広域的な連携の強化を図っているところでございます。

さらに県医師会では、医療関係団体が行う在宅医療にかかわる学習講座を集約いたしまして、多様な研修機会を提供するとともに、多職種が相互理解を深める交流の場として新たに在宅医療推進の拠点となります施設を整備することとしておりまして、県ではこれを支援してまいります。

安本委員

ありがとうございます。

次に、3つ目の、住民への普及啓発についてですが、私も在宅医療、在宅介護を支えていただく制度についてどのようなものがあるのかははっきりとはわからないですけども、先ほどもこういったことについて何も知らなかった、不安だったという発表があったことを紹介しましたが、県としてどのようなことを主眼に県民にどのような普及啓発を実施されようとしているのかお伺いします。

市川福祉保健部長

県におきましては、住みなれた地域で安心して暮らしていく上で、かかりつけ医を持つこと、それから訪問診療、訪問看護がいかに重要であるか、まずはこの点をしっかりと理解していただくことを主眼に普及啓発に努めているところでございます。

具体的には、かかりつけ医を持つことの必要性を広く県民に周知いたします県医師会の講演会ですとか、訪問看護の活用を促進するために県看護協会が行う講演会の開催を支援し、在宅医療の普及啓発に取り組んでいるところでございます。

安本委員

病院を退院されて在宅で大変だと思われる方も多いと思うのですけれども、こんな制度があるということについてはしっかりと、私も講演会で知ったわけですけども、普及について努めていただきたいと思います。

（地域支援事業費県交付金について）

医療については県として主体的にかかわっていただくことはたくさんあると思いますが、次に、当初予算概要で86ページに地域支援事業費県交付金というものがあります。今度はこの資料の右側の在宅医療と介護の連携について伺ってまいりたいと思います。

先ほどの平成26年の介護保険法改正によりまして、在宅医療・介護連携の推進が制度化されました。これは市町村が実施する地域支援事業の中に在宅医療・介護連携推進事業として位置づけられまして、市町村で実施すべき8つの事業項目が設定をされ、県もこれらの事業実施について支援をして、平成30年4月、つまりもう来年4月には全ての市町村で実施することを目指しているところでございます。

このフリップの最下段の右から2つ目の箱にかいてありますけど、もう少し詳しい内容、フリップ交換させていただきますが、お手元の資料は裏側になります。これは国のほうの資料ですけども、都道府県の担当者会議で配付されたものです。ここに8つの事業が書いてあります。まず、本事業における8つの事業、資料で確認させていただきますが、左側中ほどの①として地域の医療・介護連携の実態把握、それから課題の検討、課題に応じた政策立案、(ア)と(イ)です。それから、その下、②として地域の関係者との関係構築、人材育成。そして、資料右側に移りまして、③では(ア)(イ)に基づいた取り組みの実施として、(ウ)が切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築、(エ)としまして在宅医療・介護関係者の情報の共有の支援、(オ)が相談支援、(キ)が地域住民への普及啓発、(ク)については関係する市区町村の連携となっております。これらが平成30年度から市町村が実施を目指す8つの取り組みなわけです。

そして、この資料、上から5つ目のところに都道府県の役割が記載をされております。市町村における事業の進捗状況をまず把握する。そして、地域の課題等を踏まえて都道府県医師会等関係団体と緊密に連携しつつ保健所等を活用しながら、最後支援というふうにございます。

そこでまず、この市町村での事業の実施状況について山梨県内の状況をお伺いしたいのですが、まず①の（ア）と（イ）の地域資源の把握や課題の抽出、対応策の検討ができていなければ、その次の事業に進めないわけですが、この①の事業の本県市町村での実施状況についてお伺いします。

市川福祉保健部長 まず（ア）の地域の医療・介護の資源の把握につきましては、8割を超える22市町村が既に実施をしております。残りの5市町村につきましても情報を整理し、リスト等の作成に向けた作業を進めているところでございます。

次に（イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討につきましても、7割を超える20の市町村で既に実施をしております、残りの7市町も明年度早々には課題抽出と対応策の検討を行う会議を設置する見込みとなっております。

安本委員 次に、残りの事業項目についての実施状況ですが、特に（ウ）とか（ク）は市町村単独では無理かな、どうかなという点も心配されますけれども、実施状況についてお伺いします。

市川福祉保健部長 まず、（ウ）の切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築につきましては、12市町村と5割弱にとどまっております。残りの15市町村におきましては地域に病院がないことなどによりまして、市町村単独での取り組みが難しいといった課題がございます。

一方、（ク）の在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携につきましては、約半数の15市町村の実施にとどまっているものの、保健福祉事務所が設置いたします在宅医療広域連携会議の場などを活用して、市町村間の連携を支援しており、明年度には全ての市町村で実施できる見込みでございます。

なお、他の事業項目につきましても順調に取り組みが進んでおりまして、明年度には全ての市町村で実施できる見込みでございます。

安本委員 国の資料によりますと、山梨県は全国平均よりもたくさんの市町村で進んでいると伺っています。でも、県内市町村で未実施のところはあるわけで、今後、県として支援にどう取り組まれるのか、そして平成30年4月のこの事業の実施の見通しについてお伺いをします。

市川福祉保健部長 この未実施事業の項目の中には、特に（ウ）切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築といった地域に病院がないことなど、医療資源の遍在によりまして市町村の単独での取り組みが難しい項目への支援、これが重要であろうと考えております。このため、県におきましては、関係市町村間の調整等を行い、圏域内の医療機関等を活用した共同実施、こういったものが円滑に進むよう支援することとしておりまして、これにより平成30年4月までには全ての市町村において8項目の実施が可能と考えております。

安本委員 きこの報道でも医療機関がないところに新しい病院の起工式をやっておりました。県としてもしっかりした指導をお願いしたいと思います。

（認知症対策推進事業費について）

次に、大きくは3番目の質問になりますけれども、当初予算概要86ページの認知症対策推進事業費についてです。資料1に戻りまして、右下のほうにあります、認知症サポート医養成研修事業についてお伺いします。在宅医療と介護の連携につきましても、認知症対策も大変重要です。今、国では新オレンジプランということで、省庁横断の総合戦略を進めていますけれども、その中に全国の市町村が認知症初期集中支援チームを、これも平成30年4月までに全ての市町村で設置するという目標がございまして、県ではそのために認知症サポート医を養成するという取り組みをされていると承知をしております。そこで、サポート医の養成状況と市町村への認知症初期集中支援チームの設置状況についてお伺いをします。

市川福祉保健部長 まず、認知症サポート医でございしますが、本年度末で48名を養成しております。しかし、医療従事者の地域的遍在等によりまして、一部の町村では支援チームに必要なサポート医の確保が難しいということで、明年度新たに10名を養成する予定でございします。

次に、認知症初期集中支援チームにつきましても、本年度末で約半数の13市町村の設置にとどまっておりますけれども、未設置市町村のうち、峡南5町につきましても、共同設置への調整を進めておりまして、その他の市町村につきましても先ほど申し上げました新たなサポート医の養成等によりまして平成30年4月までには全ての市町村において設置が可能と考えております。

安本委員

設置の進まない要因が、医師不足という話がありましたけれども、当面の対応策として共同設置という話もありました。全国でも北海道、それから徳之島でも3つの町があわせてというところもありますので、これもまた県の主導性を発揮しながら設置を進めていただきたいと思いますところでは。

（トータルマネージャー養成事業費について）

先ほど来、御答弁いただいた内容、現状の中で、在宅医療・介護の推進等についても県として努力を重ねられていまして、その実績が上から2番目の箱の中にもありますけれども、県ではこうした状況の中で2つの大きな新規事業を実施されようとしておられますので、改めてこれらを実施されている背景と期待される効果についてお伺いをしたいと思います。

まず、当初予算概要97ページのトータルサポートマネージャー養成事業費についてです。事業実施の背景と期待される効果についてお伺いをします。

市川福祉保健部長 限られた医療資源の中で、在宅療養者に効果的・効率的に医療・介護サービスを提供するためには、医療と介護の分野にかかわるさまざまな人材がこれまで以上に緊密に連携していく必要がございします。このため、訪問看護ステーション等の看護師を対象といたしまして、トータルサポートマネージャーとして養成して、医療分野の多職種間の調整や介護支援専門員等との調整を行っていただく考えでございしますが、これによって療養者の症状に応じたよりきめ細かなサービスの提供が可能になるものと期待をされているところでございします。

安本委員

ありがとうございます。

（定期巡回・随時対応サービス普及促進事業費について）

次に、右側の当初予算概要86ページの新規事業、定期巡回・随時対応サービ

ス普及促進事業費についてですけれども、この事業についても実施の背景と期待される効果についてお伺いします。

市川福祉保健部長 訪問介護や訪問看護を定期的にご利用できて、また、緊急時等には必要な対応をいつでも受けられる定期巡回・随時対応サービスにつきましては、在宅で生活をされる要介護高齢者の安心感や利便性の向上につながるものでございますけれども、県内でこのサービスを行う事業所は本年度末で6カ所にとどまっております。

このため、新たにセミナーの開催でありますとか、アドバイザーとしての先進事業者の派遣、こういったものを通して、未参入の要因となっておりますサービス内容や事業運営方法等の理解不足、採算性の不安などの解消を図りまして、参入事業者をふやすことによって在宅で生活される要介護高齢者等への支援の充実につなげてまいりたいと考えてございます。

安本委員

さまざま御答弁いただきましたけれども、私もこの定期巡回・随時対応サービスについてはまだ県内で1カ所しか取り組みを開始していないときに訪問させていただきました。夜中にたくさん相談が来たらどうしようという事業者として採算性の問題も考えると、なかなか進まないと言いました。県議会でもある御主人を介護されている方が、夜中に御主人がベッドから落ちてしまったのだけれどもどこにも連絡するところがなかったと、そのようなこともありまして、私もこのサービスの県内への普及について、質問させていただいたところです。

過疎地においてはなかなか1軒から1軒の距離も遠いし、大変だという話も聞いておりますけれども、やっぱり頼りになるのは24時間365日ということだろうと思っておりますので、ぜひ普及についての御努力をお願いしたいと思います。

（地域医療介護総合確保基金事業費（介護）について）

最後に、知事にお伺いしたいと思います。当初予算概要85ページの地域医療介護総合確保基金事業費（介護）についてですけれども、この資料1の中央に描かれている、これが目指すものだというふうに思いますけれども、切れ目のない医療・介護サービスの提供についての県の施策について、これまで実現について質問させていただきました。これは知事が推進されておりますダイナミック山梨総合計画においても特に大事な分野だというふうに考えるところです。県総合計画には重度な要介護状態となっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように記載をされておりますけれども、在宅医療と介護の連携強化について最後に知事の思いといいますか、御決意をお伺いします。

後藤知事

超高齢化社会を迎え、医療や介護を必要とする高齢者の皆さん方が今後も大きく伸びていくということが見込まれる一方で、短期間での介護・医療の人材確保・育成が難しい中、県民の皆さん方が住みなれた地域で最後まで安心して暮らすことができる仕組みづくりを進めていく必要があるというふうに改めて考えるところでございます。

このため、限られた人材の力を多職種連携により最大限に発揮をしながら、効果的・効率的に切れ目のないサービスを提供できる、いわゆる山梨モデルの構築を目指し、在宅医療と介護の連携に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

安本委員

ありがとうございました。以上で質問を終わります。

採決 第13号議案ないし28号議案について、全員一致で可決すべきものと決定した。

※第13号議案附帯決議について

白壁委員長 ただいま可決すべきものと決定いたしました第13号議案につきましては、去る17日の当委員会において、「大柴委員、飯島委員」からやまびこ支援学校の移転改築に関して「引き続き、地元住民等との十分な調整を図りながら進める必要がある」旨の附帯決議を付すべきとの御発言がありましたので第13号議案に附帯決議を付すことについてお諮りいたします。

採決 全員一致で附帯決議すべきものと決定した。

※付帯決議案について

白壁委員長 それでは、附帯決議の委員長案を配付いたさせます。
事務局に朗読いたさせます。

（事務局で付帯決議委員長案を朗読）

質疑 なし

採決 全員一致で附帯決議案を原案のとおり可決した。

その他 ・委員会報告書の作成及び委員長報告については、委員長に委任された。

以 上

予算特別委員長 白壁 賢一